



Title	<北大立法過程研究会報告 (2)>最近の立法過程と国会の役割 ー議会政治発展のためにー
Author(s)	清土, 恒雄; SED0, Tsuneo
Citation	北大法学論集, 56(1), 329-389
Issue Date	2005-05-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15359">https://hdl.handle.net/2115/15359</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(1)_p329-389.pdf



## 最近の立法過程と国会の役割

——議会政治発展のために——

清 土 恒 雄 (衆議院予算調査室)

### 一、はじめに

衆議院予算調査室の清土です。本日は、北海道大学立法過程研究会の専門家の皆様を前にして、お話をする機会を与えていただき、大変光栄なことと存じます。御期待に沿えるような話

ができるか不安ではありますが、「最近の立法過程と国会の役割」について説明して参ります。なお、「議会政治の発展のために」という副題をつけさせていただきました。本論では、まず、先ごろ実施された参議院選挙の総括をし、次に、選挙後の臨時会である第一六〇回国会において、参議院の議長、副議長の選挙

等が行われたので、院の構成について説明をいたします。そして、立法過程の一年間のサイクルを理解していただくために、少し廻りますが、今年の常会である第一五九回国会の流れ、主に予算や法案の審査の経過を報告し、最後に、この四月に 멕시코で開かれたIPU（列国議会同盟）におけるスウェーデンの国会の事務総長が基調報告した「議会と市民社会」の報告を参考にしなが、我が国における「国会の役割と今後の課題」について意見を述べてみたいと思います。

なお、ここでの発言は、あくまで私の個人的意見であることをお含みおき下さい。

## 二、参院選の総括

第二十回の参議院通常選挙は、平成二六年六月二四日公示、七月一一日が投票日でした。年金改革、景気回復、イラク・北朝鮮問題などを主要な争点として選挙が行われた。

今回の改選数は、選挙区が七三、比例区が四八、合計一二一の議席が争われた。自民、民主の二大政党化といわれる中、どの政党も候補者を絞り込んだため、候補者数は三二〇人、競争率は二・六倍になり少数激戦となった。

女性候補者も六六人と前回一三七人の半減となり、候補者数全体に占める女性候補者数は二〇・六%であった。また、比例代表の届出政党も八政党と過去最少であった。

参院選公示の前後に行われた、朝日、讀賣、<sup>(1)</sup>毎日の新聞社の世論調査によれば、「自民党支持」が三〇%、<sup>(2)</sup>三二%、「民主党支持」が一五%、<sup>(3)</sup>一九・九%、「公明党支持」が三%、<sup>(4)</sup>四%、「共産党支持」が二%、<sup>(5)</sup>三・四%、「社民党支持」が一%、<sup>(6)</sup>一・五%、「その他の政党」〇%、<sup>(7)</sup>二%、「支持政党なし、答えない・わからないとする者」が三八%、<sup>(8)</sup>四八%であった。参院選公示前後の世論調査と選挙結果は必ずしも一致しなかった。これは「支持政党なし、答えない・わからない」とする無党派層が多いので、無党派層の投票が大きく影響したと考える。無党派層の動向により選挙結果が大きく動くのが最近の選挙の特徴である。ちなみに、今回の参院選の選挙人名簿登録者数は一億二九五万一二九人で、男性四九八七万七九一七人、女性五三〇七万三三二二人であった。

- (1) 朝日新聞二〇〇四・六・一二
- (2) 讀賣新聞二〇〇四・六・一二
- (3) 毎日新聞二〇〇四・六・一四

七月一日の選挙の結果は、当選者二二一人のうち、民主党が五〇人（十二）、自由民主党が四九人（十一）、公明党が一人（十一）、共産党が四人（十一）、社民党が二人（十）、無所属五人（十二）が当選した。（その内訳は、比例区選挙は民主一九人、自民一五人、公明八人、共産四人、社民二人、選挙区選挙は自民三四人、民主三人、公明三人、無所属五人が当選した。）

非改選議員とあわせると参議院の議員数は、二四二人のうち、自由民主党が一一五人、民主党が八二人、公明党が二四人、共産党が九人、社民党が五人、無所属が七人となった。

民主党が躍進し、共産党が後退した。また、公明党の連立政権内での存在が強まった。今回の参院選は、昨年の衆院選に続いて二大政党の流れが一層強まったといえる。

なお、これまでの両院の投票率は別表（一）、（二）のとおりである。今回の投票率は五六・六％であった。今回の投票率は前回とはほぼ同じで、過去四番目の低さである。投票率の低さは、議会制民主主義を弱体化させるものである。

女性議員の当選者は、民主党が五人、自民党が二人、公明党が二人、社民党が一人、無所属が一人であった。参議院議員二四二人中、女性議員は三三人となり、比率は一三・六％である。

衆参両院の議員数と女性議員の割合は別表（三）、（四）のとおりである。参議院の女性議員は平成元年度の選挙から増加しており、その時から平成一三年七月の選挙までの、女性議員の議席率は一三・一％〜一七・一％である。今回は一三・六％なので、丁度その中に入る。衆議院の女性議員数は、平成八年八月の総選挙から増加しているが、その時から平成一五年一月の総選挙までの女性議員の議席率は四・六％〜七・三％である。いずれにしても、女性議員の人数、割合は少ない。

平成一六年七月三〇日に召集された臨時国会の両院の各会派の議席数は別表（五）のとおりである。また、これまでの衆議院議員の任期は別表（六）に掲載する。衆議院の総選挙は、昨年の平成一五年一月九日に実施されたが、総選挙から解散までの任期は過去二〇回を平均すると二年九・六ヶ月である。過去三回の平均をとると三年五ヶ月となる。前回の衆院選からまだ九カ月しか経過していないので、これから先二年間程度は選挙がないといわれている。今回の参議院選挙の結果を受けて、現在の衆参の勢力、つまり自民党、公明党の連立政権と民主党、共産党、社民党の野党の対決という形で政治が行われる。

戦後の政党史をふりかえると、昭和二〇年一月の日本社会党、日本自由党、日本進歩党の結成、一二月には日本共産党の

再建等政党の復活、昭和三〇年一〇月に日本社会党の左右両派の統一、昭和三〇年一〇月の保守合同による自由民主党の結成、自社両党のいわゆる五五年体制の確立、昭和三五年一月には民主社会党の結成、昭和三九年一月に公明党（三七年七月参院選、公明政治連盟で当選者）の結成による中道政党的進出、昭和五一年から昭和五五年までの保革伯仲時代。その後、自民党が勢力を拡張したが、平成五年八月に非自民連立政権の誕生、平成六年六月に自社と連立政権、平成八年一月に自政権（社と閣外協力、のちに解消）、平成一〇年七月に自民・自由連立政権、平成一一年一〇月に自自公連立政権、平成一二年四月に自公保連立政権、平成一五年一月に自公の連立政権となり、今回の参院選後も連立の時代が続くことになった。

なぜ、連立政権なのかということであるが、六年前の第二次橋本内閣は平成一〇年五月三〇日、三十一日に社民党、さきがけとの閣外協力を解消した後は、衆議院では自民党は過半数を確保したが、参議院では自民党だけでは過半数がないので、野党の賛成がないかぎり法案を成立させられない状況になった。そして、二ヵ月後の平成一〇年七月一二日の参議院選で自民党は一から一〇五に議席を減らすことになり、橋本内閣は総辞職し、小淵内閣が成立した。こうした中、平成一〇年一〇月一

六日の参議院本会議で額賀福志郎防衛庁長官に対する問責決議案が野党の賛成で可決し、辞任に追い込まれた。このことが、<sup>(1)</sup> 讀賣新聞によれば、自民党は自由党、後に公明党と連立政権を組むきっかけになったとされる。

(1) 讀賣新聞二〇〇四・六・一八

過去の総選挙後の衆参両院における各派議席数と内閣の変遷は別表(七)のとおりである。

少数党内閣は、衆議院では昭和二十三年一〇月から昭和二十四年二月までの第二次吉田自由党内閣<sup>(1)</sup>、昭和二十八年五月から昭和二十九年一二月までの第五次吉田自由党内閣<sup>(2)</sup>、昭和二十九年一二月から昭和三十一年三月までの第一次鳩山内閣<sup>(3)</sup>、昭和三十一年三月から昭和三十一年一月までの第二次鳩山内閣<sup>(4)</sup>、平成六年四月から平成六年六月までの羽田内閣のときである。

少数党内閣は解散か総辞職に追い込まれ短命なものとなるか、野党と妥協し予算や法案の修正に応じながら政権を維持するしかない。

(1) 芦田連立内閣が昭和電工事件の責任をとり総辞職、第

二次吉田内閣が成立。衆院の解散がいつ行われるかが大きな焦点となった。

(2) 第一六回国会は、自由党、改進黨、鳩山自由党による昭和二八年度予算の共同修正、独禁法改正、軍人恩給の復活、刑事訴訟法改正、税法改正など多くの重要法案の修正（衆議院参議院編集「議會制度百年史」上巻p.78）。第一九回国会は衆議院で自由党、改進黨、日本自由党による昭和二九年度予算の修正が行われ、参議院で議決するに至らず、憲法第六〇条第二項により自然成立した。

〔議會制度百年史〕上巻p.76)

(3) 吉田内閣総辞職後、民主党及び両派社会党は鳩山内閣を成立させ、年明けに解散することで合意。

(4) 国防會議構成法案、憲法調査会法案等多くの法案が不成立、三〇年度予算は民主・自由共同修正。

(5) 与党社会党が改新発足に反発し、与党から離脱、平成六年度予算成立後、内閣不信任案が提出され総辞職した。

あるいは、議院内閣制は国会、特に衆議院の過半数の支持がなければ、政府は政策を遂行することができないので、各党間で、政策協定を結んで過半数を確保し、連立内閣がつけられる。単一の政党では過半数がとれず、複数の政党で衆議院の過半数を確保した連立政権は、昭和二二年五月から昭和二三年三月

までの片山内閣、昭和二三年三月から昭和二三年一〇月までの吉田内閣、昭和五八年一二月から昭和六一年七月までの第二次中曾根内閣、平成五年八月から平成六年四月までの細川内閣、平成六年六月から平成八年一月までの村山内閣、平成八年一月から平成八年一月までの第一次橋本内閣、平成一二年七月から平成一三年四月までの第二次森内閣、平成一三年四月から平成一五年一二月までの第一次小泉内閣である。なお、平成八年一月から平成一〇年七月までの第二次橋本内閣は、平成一〇年五月まで社民党とさきがけの閣外協力を得ていた。

(1) 第二三回総選挙で過半数をとる政党なし。日本社会党、民主党、国民協同党で連立政権。なお、自由党は首班指名について片山社会党委員長に投票したが、最終的には連立問題で合意に至らず連立内閣に参加せず。内閣成立の際、連立問題の決着がつかなかったため、片山は各国务大臣の職務を行い、昭和二二年六月一日に各国务大臣を任命した。（「議會制度百年史」国会史上巻p.2）

(2) 社会党内の左右両派で補正予算について対立、左派による編成替えの動議が可決される事態になり、片山内閣は総辞職に追い込まれ、芦田内閣が成立した。当時、次期首班をめぐる野党第一党の自由党への政権交代を求め

る意見と社会、民主、国協の三党による多数による指名論が対立した。(衆議院参議院編集「目で見える議会政治百年史」p162)

(3) 第三七回総選挙で自民の過半数割れ。社会、公明、民社の議席増、自民と新自由クラブとの院内各派の結成。

(4) 社会、新生、公明、日本新党、民社、さきがけ、社民連、民革連八会派の連立政権。

(5) 社会党、自民党、さきがけ連立政権

(6) 自民党、社会党、さきがけ連立政権

(7) (8) 自民党、公明党、保守党連立政権

一方、参議院では、昭和三二年四月の第一回選挙から、昭和三一年七月の第四回選挙で自由民主党が過半数をとるまで、与党は少数であった。<sup>(1)</sup>このときは、緑風会が政治のキャスティングパートナーを握っていた。

昭和三一年七月以降は、自民党が両院で過半数を確保した。

しかし、昭和四九年七月の第一〇回参議院通常選挙及び昭和五二年七月の第一一回参議院通常選挙の結果は与野党の勢力が伯仲となった。その後、自民党は復調したが、平成元年七月の第一五回参議院通常選挙で自民党は過半数をとれず、<sup>(2)</sup>宇野内閣は総辞職をした。海部内閣が成立したが、衆議院側では自民党、

参議院側では野党が過半数を有する衆参のいわゆるねじれ現象がおきた。平成五年八月の非自民政権が誕生するまでねじれ現象は続いた。また、平成一〇年七月の第一七回参議院通常選挙で、橋本内閣は前回より大きく議席を失い総辞職した。小淵首相は参議院で自民党が過半数のない状況を考慮し連立政権を組み、その後の森、小泉内閣は連立内閣である。因みに、参議院では平成元年以降、単独で過半数を持つ政党はない。

(1) 第一回選挙後は、緑風会が第一党であり、参院の二五〇議席中九二議席を有していた。第二回選挙後は、自由党が七七議席で第一党、社会党が六二議席で第二党となり、与野党が伯仲化し、参議院の政党化現象が強くなった。第三回選挙後は両院とも自由党が第一党となるが過半数はとっていない。(緑風会の議員数の変遷は別表(七)参照)。なお、緑風会は、各自の意思を尊重し党議拘束をしない院内会派として結成されたことから、与党でも野党でもないということ、上述の分類をした。緑風会からは個人の資格で片山内閣の来栖赳夫蔵相、和田博雄経済安定本部総務長官、第二次吉田内閣の下條康麿文相、第三次吉田内閣の高瀬莊太郎文相、内閣改造により第二回参院選後に田村文吉郵政・電気通信相、第一一回国会

前に高橋龍太郎通産相、第一三回国会の高橋龍太郎通産相、村上義一運輸相、第四次吉田内閣の高瀬莊太郎郵政相が入閣した。(議會制度百年史)。昭和二九年一月の議員総会では「こんご、會員が大臣もしくは政務次官となつた場合は、会を離脱すること」の申合わせを行った。(緑風会一八年史 p273)

(2) リクルート、消費税、農産物の自由化などが争点となり社会党の躍進

## 二、第一六〇国会国会(臨時会)

参院選後の第一六〇回国会(臨時会)は平成一六年七月三日に召集され、衆議院は議席の指定、会期の決定、特別委員会の設置等を決め、参議院は議長、副議長の選挙、常任委員の選任、常任委員長の選挙、特別委員会の設置、憲法調査会委員の選任、政治倫理審査会委員の選任、会期の決定等を行い、また、同日、天皇陛下の御臨席をいただき、参議院本会議場において衆議院議長主宰のもと、開会式が行なわれた。八月二日、三日に、衆、参議院本会議において小泉総理のサミット報告、質疑、八月四日、衆議院の厚生労働委員会、総務委員会、財務金融委

員会、文部科学委員会において、先の国会で成立した年金改正法等を廃止することを内容とする民主党提出の法案の審査が行われた。また、内閣委員会、外務委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、イラク人道支援特別委員会等でも実質審議が行われた。五日に、衆本会議で年金改正法廃止関連法案、厚生労働大臣不信任決議案は否決された。八月六日に両院で、委員会が開会中も審査ができるように、各委員会からの申出による閉会中審査の手続がとられ閉会した。今回の臨時国会は八日間と短期間であった。参議院議員の通常選挙後の臨時会は、国会法第二条の三の規定により、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会が召集されるもので、臨時会の召集の主な目的は、参議院選挙後の院の構成を決めるために召集されたものであった。

(1) 平成十五年度版衆議院先例集一八。同説明書「参議院議員の通常選挙後には、国会法第二条の三(第二十八回国会における国会法の改正により追加された。)の規定により、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会が召集される。」「なお、参議院議員の通常選挙と衆議院議員の総選挙が同日に行われ、選挙後の国会が特別会として召集されたことがある。」

## (一) 議院の構成

## ア. 議長、副議長の選挙

国会法第六条は「各議院において、召集当日に議長若しくは副議長がないとき、又は議長及び副議長が共になくときは、その選挙を行わなければならない。」と規定している。

両院の選挙後に国会が召集されたときは、正副議長の選挙が必ず行われる。

衆議院は、「総選挙後初めて召集される国会においては、召集当日に議長及び副議長がないので、まずその選挙を行う。」<sup>(1)</sup>

参議院は、議員の任期が六年であるが、通常選挙は三年毎に半数改選が行われる。議長、副議長が非改選議員であれば議長、副議長は存続するが、参議院選挙後に召集された国会は半数の議員が交代するので、新しい国会として議長、副議長は辞表を提出しあらためて議長、副議長の選挙が行われる。<sup>(2)</sup>

今回、参議院は議長に自由民主党の扇千景議員を、副議長に民主党・新緑風会の角田義一議員を選出した。議長、副議長は会派を離脱した。

(1) 平成一五年版衆議院先例集三三

(2) 平成一〇年版参議院先例録四六、六一

どういう手続で議長、副議長を選出するのか。

衆議院は、総選挙後に、議院運営委員会が構成されるまで、国会に臨む諸般の準備事項について協議するため、各派協議会<sup>(1)</sup>が開かれ、議長、副議長の選出手続について協議される。参議院は議院運営委員会で協議される。

(1) 各派協議会は、国会法や衆議院規則に基づくものではない。衆議院先例集一四二は「議院運営委員会が構成されるまで、各派協議会を開く。」とある。その説明書に「総選挙後初めて開かれる国会の召集日前及び召集日に、国会に臨む諸般の準備事項について協議するため、事務総長は、各会派の代表議員の参集を求め、各派協議会を開くのが例である。また、議長の選挙後議院運営委員会が構成されるまでは、議長が、各派協議会を招集し、議事の順序その他の事項について協議する。」とある。選挙後に召集される国会の準備のため、前議院運営委員会の委員長、理事を中心に各会派の代表は、議院運営委員会が設置されるまでの間、議院に関する事項を協議する機関として活動する。

召集の当日に議長及び副議長が共になくときは、集会した議員が総議員の三分の一に達した後、議院は、議長、副議長の選

挙を行うが、選挙は、本会議において単記無名投票で行なわれる。<sup>(2)</sup>これに対し、内閣総理大臣の指名は、記名投票で指名されるものを定める。<sup>(3)</sup>憲法は、議院内閣制度を採っており、内閣総理大臣の指名は政党にとって最大の関心事であり、政党の規律維持の必要性から記名投票が要請される。

(1) 衆議院規則第三条第一項

(2) 衆議院規則第三条第二項、参議院規則第四条第二項

注解参議院規則(新版)200佐藤吉弘「無名投票とした理由は、議員が、何ものにも拘束されることなく、真に自己の良心に従って投票を行い得るようにすること、当選した議長が、議長としての職務を円滑に行えるように、また、投票した議員自身もきまざさを残さないようにとの配慮に基づくものである。」「衆議院規則は、記名投票によることもできるように規定していたが、第二十二回国会の改正で削除された。」

(3) 衆議院規則第一八条第一項

以下衆議院議長、副議長の選挙手続きに関する衆議院規則の一部である。

衆議院規則第四条「議員は、点呼に応じて、投票及び木札の名刺を持参して、演壇に至り投票する。」

甲参事は名刺を、乙参事は投票を受け取り、議員に代

わつてそれぞれ名刺箱及び投票箱に投入する。」

衆議院規則第五条「現在議員が、投票を終わったときは、事務総長は、投票箱の閉鎖を宣告する。この宣告があつた後は、投票することができない。」

衆議院規則第六条「投票が終わつたときは、事務総長は、参事をして直ちに名刺及び投票を計算し、投票を点検させる。」

投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。」

衆議院規則第七条「投票の点検が終わつたときは、事務総長は、選挙の結果を報告する。」

衆議院規則第八条「当選の過半数を得た者を当選人とする。」

投票の過半数を得た者がないときは、投票の最多数を得た者二人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。

但し、決選投票を行うべき二人及び当選人を定めるに当り得票数が同じときは、くじでこれを定める。」

衆議院規則第一〇条「当選人が当選を辞したときは、更にその選挙を行う。」

衆議院規則第一一条「すべて選挙に関する疑義は、議院がこれを決する。」

平成一五年版衆議院先例集四五「瑕疵がある投票の効力は、議長がこれを決定し、又は議院に諮って決定する。」  
 「議長、副議長の選挙で、投票の白紙のもの、投票者の氏名を記載したもの、本院議員以外の氏名を記載したものの、被選人を二人以上連記したもの、決選投票の場合に決選投票を行うべき二人以外の氏名を記載したものは当然無効であるので、議長がその無効を宣告する。その他の瑕疵のある投票については、議長において有効無効を決定し、又は議院に諮って決定する。」  
 衆議院規則第一二条「議長及び副議長の選挙が終わったときは、事務総長は、議長及び副議長を議院に紹介し、議長を議長席に導く。」  
 「議長の選挙が終わったときは、議院は、副議長の選挙を行う。」  
 副議長の選挙については、議長の選挙の例による。」

議長、副議長の選任のルールはあるのか。

選挙による選任は、過半数を得る政党がすべてのポストを独占できる。このことは議長、副議長の選挙でも同じである。しかし、実際の選挙では与野党の協議により決めている。現在は、与党第一党から議長、野党第一党から副議長が選出されている。

衆議院の議長及び副議長の選挙の一覧表は別表（八）である。衆議院の議長、副議長の選出について過去をふりかえると、三つの時代に分けることができる。

(i) 昭和二二年五月から昭和三三年四月まで（第一―第二回国会）

① 昭和二二年五月の第一回国会は、第一党（連立与党）の社会党から松岡駒吉議長、第二党（連立与党）の民主党から田中萬逸副議長が選ばれた。これに対し第三党（野党第一党）の自由党からそれぞれ対立候補を出している。

② 昭和二四年二月の第五回国会から昭和二八年三月の第一五回国会までは民主自由党及び自由党が過半数を有していた。議長、副議長は野党の対立候補が立ったが第一党の候補者が当選した。<sup>(1)</sup>

(i) 昭和二四年二月の第五回国会は、民主自由党から幣原喜重郎議長、岩本信行副議長が選ばれ、昭和二六年三月の第一〇回国会では、自由党の林謙治議長が選ばれた。昭和二七年八月の第一四回国会では、自由党の大野伴睦議長が選ばれ、昭和二七年一〇月の第一五回国会では、自由党の大野伴睦議長が再選され、自由党の岩本信行副議長が選ばれた。

③昭和二八年五月の第一六回国会から昭和三三年四月の第二八回国会まで第一党を除く他の政党の連携により議長、副議長が選ばれた。<sup>(1)</sup>

(1) 昭和二八年五月の第一六回国会では、少数党内閣の自由党は議長、副議長候補を立てたが、改進黨と社会党の連携により当選できなかった。第二党の改進黨(野党)の堤康次郎議長が選任され、第三党の社会党左派(野党)の原彪副議長が選ばれた。また、第一次鳩山内閣の成立後の昭和二九年一二月の第二一回国会では、第二党の民主党(与党)から松永東議長が選ばれ、第三党の社会党左派(野党)の高津正道副議長が選ばれた。昭和三〇年三月の第二二回国会は、少数党内閣の日本民主党(与党)から、議長、副議長候補を出したが、第二党の自由党(野党)から益谷秀治議長が選ばれ、第四党の社会党右派(野党)の杉山元治副議長が選ばれた。

(ii) 昭和三三年六月から昭和四八年五月まで(第二九〜第七回国会)  
昭和三三年五月に、自社二大政党下で初めての総選挙が行われた。その直後に召集された六月の第二九回国会では、星島二

郎議長、椎熊三郎副議長が自由民主党から選ばれた。このときは、自民党はすべての常任委員長も含めて与党で占めることを主張。社会党は対立候補を立てて実際に選挙が行われた。そのために委員長の出出が与野党対決の場となった。この結果、議長、副議長、常任委員長はすべて自民党が独占した。昭和三三年一二月の第三一回国会になり、加藤録五郎議長は自民党から、正木清副議長は社会党から選ばれた。両党からの選出は清瀬一郎議長、久保田鶴松副議長まで続いたが、農業基本法案、政治暴力防止法案の運営に関し、昭和三六年六月、副議長不信任案が可決されると、その後は、副議長も自民党から当選する状態が続いた。この間に、対決法案の採決や議会の運営に絡んで、何人かの議長、副議長が辞任している。<sup>(1)</sup>

(1) 議会政治研究NO11、大久保昭三「日本・有名無実の権威」

(iii) 昭和四八年五月以降(第七一回以降〜)  
昭和四八年五月に自民党の前尾繁三郎議長が当選し、党籍離脱をした。その後、昭和五一年一二月に、自民党から保利茂議長、社会党から三宅正一副議長が全会派の一致で選出された。

これ以降、議長、副議長はほぼ全会一致で選出され、党籍を離脱している。この慣行は今日も守られている。ただし、平成五年八月の非自民政権が成立したときに、過半数はなかったが第一党としての自民党と非自民各派が推す野党第一党の社会党の議長候補について協議がまとまらず、最終的に選挙で争われ、社会党の土井たか子議長が選ばれた。また、平成一二年七月には、党籍を離脱していた渡部恒三副議長に対し、第二党の民主党から副議長候補が出されたが、渡部副議長が再選された。

現在の河野洋平議長、中野寛成副議長は平成一五年一月に自由民主党、民主党から推され、全会一致で当選し、党籍を離脱した。

議長、副議長は、不偏不党、公正無私な国会運営を期待されるし、党籍離脱と全会一致の選任が望ましい。各会派が国会運営に責任を持ち、議長、副議長に協力する観点から、与党第一党に議長、野党第一党に副議長が望ましいと考える。

党籍離脱の最初の先例は、普通選挙法が成立した大正一四年の第五〇回帝國議會である。両院事務局編纂の「議會制度百年史」によると「二月三日の衆議院本會議で議員、守衛に負傷者を出す乱闘事件」が起ったとあり、その部分を引用すると次

のとおりである。「乱闘事件の発端となつたのは、義務教育費

を大正十四年度から増額する市町村義務國庫負担法中改正法律案が野党の政友本党と中正俱樂部の双方からそれぞれ同一内容で提出され一括上程された際、質疑にたつた与党議員の發言中に不穩當發言があつたとして、議場が混乱に陥り、議員、守衛に負傷者を出す事態となつた。この乱闘事件で六議員の二週間登院停止が議決され、また、各派協議会は、各派交渉係は三名としその他は演壇に上らぬこと等を申し合わせた。三月十四日、議長は、今後一層法典例を恪守し、嚴正公正にその職に従い、再びこのような事態が発生しないように努力する旨釈明し、全会一致を以つて議會の神聖に関する決議案（議院の規律節制に関する件）を可決した。さらに二十四日、粕谷義三議長（政友会）、小泉又次郎副議長（憲政会）は党籍離脱の屈を行い、議長、副議長が党籍を離れる最初の先例を開いた。」とある。衆議院先例集六五は「議長、副議長が党籍を離脱する。」とし、大正一四年三月二四日、衆議院は「議長ハ議院ノ秩序ヲ維持シ議事ヲ整理スルノ職責ヲ有ス從テ議院法並衆議院規則ニ於テハ議長ニ対シ絶大ナル權力ヲ附与セリ。而シテ議長ノ職ニ膺ル者ハ不偏不黨嚴正公正タルコトヲ要スヘキヤ論ヲ俟タス今ヤ現任議長及副議長ハ此ノ趣旨ニ鑑ミ党籍ヲ離脱シ範ヲ將來ニ示シタ

リ 故ニ本院ハ将来議長及副議長ニシテ政党政派ニ属シタル場合ニ於テハ其ノ在任中ニ限り党籍ヲ離脱セラシムルコトヲ望ム」との議事規則改正に関する希望決議を全会一致で可決し、以後、おおむね議長、副議長は党籍を離脱していたとする。

戦後は、昭和二八年五月、堤康次郎議長は改進黨を、原彪副議長は日本社会党（左）を離党し、昭和三三年一月、加藤徳五郎議長は自由民主党を、正木・副議長は日本社会党を離党した。昭和三五年五月、清瀬一郎議長は自由民主党を、中村高一副議長は日本社会党を離党した。昭和三五年一月、久保田鶴松副議長は日本社会党を離党した。<sup>(2)</sup><sup>(3)</sup>

その後は党籍を持った議長、副議長が続いたが、昭和四八年五月前尾繁三郎議長が就任と同時に党籍離脱した。その後は昭和五二年七月に保利茂議長、三宅正一副議長が党籍を離脱後、現在の河野洋平議長、中野寛成副議長まで歴代の議長、副議長は党籍を離脱し、公正な運営に尽力するとともに、議長の権威を高めるための努力がなされてきた。

(1) 衆議院参議院編集、議会制度百年史帝国議会史下巻、98

(2) 平成一五年版衆議院先例集六五

(3) 議会政治研究三三、辻啓明「議長及び副議長の実像」  
 5 「昭和二八年の堤議長、原副議長の選挙に関して改進黨、左社、右社及び分派自由党の野党四派は『①国会の運営の民主化を図るため、野党四派は公正無私の人材を選んで議長及び副議長の共同候補者を出すことを努める。②当選の上は党籍を離脱する。』旨の申し合わせがなされた。」「昭和三三年の第三一回国会においては会期の冒頭、前国会の警察官職務執行法改正案をめぐる異常事態の反省として、自民・社会両党幹事長で『正副議長の党籍離脱の慣行を樹立する』等の申合せと『①衆議院議長については両党一致の原則による。②参議院の自主性を尊重するも、この申合せに従って運営するよう要請する。』と付帯申し合わせが行われた」「清瀬一郎議長及び中村高一副議長は就任後三ヶ月は党籍を離脱しなかったが、新安保条約の審議を前にして公正なる立場をとるとして、いずれも党籍を離脱した。その後久保田副議長もこれに従った。」

議長の理想像は何か。

A. 我が国は、議院内閣制度を採用している。議院内閣制は各党が政策を競い、国会の過半数の支持を得た政党の党首が総

理大臣となり、國務大臣を任命し、内閣を組織して、その政策を実行することにより、国民の負託に応える。これに対して議長は、各党に対し公正な立場から議事運営を行う。

B. 英国では、下院議長は政策に関与せず、公正な議事運営が要請される。職務の不偏不党、公正を担保するために下院の選挙では、議長が再選を求めているとして、政党は原則として対立候補を立てないとの慣行があり、また、下院議長は一度選任されると、本人が辞任するか、死亡しないかぎりその地位にある。政権が変更しても下院議長はその職務を行う。議長が辞めるときは年金や貴族院議員として爵位の授与がなされている。なお、最近では下院選挙では議長に対して対立候補が出ているのでこの慣行は崩れたといわれている。

議長は、本会議の議事を主宰する。その際、議長は公平かつ円満な議事運営に努めるとともに何事にも動じない平常心、機転、ユーモアの感覚等が要求される。また、議長は、議会手続の知識と議会人としての幅広い経験を要する。このため、議長は、議員全体から深い信頼と尊敬を受けるのである。議長は、試合で言えば、行司か審判であって競技者のルール違反に対して注意したり、退場させたり、時には敗者宣告するように、ルールに合った議会の運営が行われることを確保することにある。

日々の議事日程は、議長の協力の下、政府と反対党の院内幹事の協議により、実質的に決定される。

議長は、また、院の秩序を維持する権限を有する。議長は、議場が騒然としたときは、議員に冷静さを求め、秩序に合った行動を求める。收拾がつかなくなれば、本会議を休憩したり、散会したりすることができる。議員の秩序違反や不穏当発言に對しても、議長は、議員に対し陳謝や発言の取消しを求めることができ、もし、議員がその命令に服さないなら、当該議員に退場を命ずる。続いて、政府側院内幹事から、当該議員の一定期間の登院停止に関する動議が提出され、院で議決される。このようにして、議長の権威が守られている。

C. 米国の下院議長は下院の多数党のトップであり、議院内閣制度の我が国の議長職とは異なっている。大統領と議会の多数党の会派が異なったときは指導権争いが生ずることがある。一九九五年一月、ギンゲリツジ下院議長（共和党）は、「アメリカとの契約」を掲げ、クリントン大統領（民主党）と財政問題で対立し、連邦予算の空白が生じ政府職員給料がストップするなどの事態になった。また、ロシアでも一九九三年一月、議会の強制停止と新議会選挙の大統領令に関し、エリツィン大統領とハズブラートフ下院議長との間で指導権争いが生じ

武力衝突が起き、戦車や装甲車で議會を攻撃し議會側を力で抑えた事件があった。<sup>(2)</sup> その意味で、長い歴史の中で経験的に積み重ねた英国の議長<sup>(3)</sup>の地位、役割、職務は参考になるものと思う。

(1) 一九九五、一一、一六讀賣新聞

(2) 一九九三、一一、八讀賣新聞

D. 我が国では、与野党の激突で、国会が空転し審議が止まることがあるが、議長が「時の氏神様」として、各党に互譲を求め、議長見解を取りまとめ、国会の正常化に尽力することがある。

E. 議長は公正な運営を期するために党籍離脱する一方、議長を補佐する機関として、各党の代表者が集まる議院運営委員会の役割は極めて重要であり、責任は重い。議院の運営は各党の国会対策と深く結びついており、議事運営に関する事項はすべて議院運営委員会で協議される。そのために議院運営委員会の理事は各党の国会対策委員会の副委員長を兼務していることが多い。議院運営委員会は、その他に、国会法及び議院の諸規則に関する事項、議長の諮問に関する事項、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項、国立国会図書館に関する

事項、儀礼等に関する件その他について審議又は協議する。議院運営委員会は、本会議の趣旨説明要求がついた議案について一つの本会議で聴取するかを決定し、質疑時間、質疑順序等を決定する。また、議案の付託先委員会が明らかでないときは、付託先を決定し、議長に諮問する。さらに、各委員会が採決した議案についての本会議を設定する。議運委員会は、院に提出又は発議された議案を、議長が所管委員会に付託するまでの議案の取り扱いを協議し、逆に、委員会が結論を出した議案を一つの本会議で議論し採決するかを決める。議院運営委員会の理事会又は理事懇談会は、どのように国会の審議が空転したとしても、各党が協議できる窓口として機能することが期待される。そのために「国会の赤十字」の機能を持つといわれている。他の委員会と異なつて、議院運営委員長は緊急の必要があるときは、いつでも議院運営委員会を開会できる。また、議院運営委員会の理事会は会期中、ほぼ連日のように開かれている。議長、副議長が常時、議院運営委員会に出席しているのもこの委員会の特徴の一つである。<sup>(1)</sup>

(1) 議院運営委員会の審議、協議案件は衆議院先例集一四一を参考にされたい。

## 議長の職務権限

「各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。」(国会法第一九条)

議長は、議院の秩序保持権、議事整理権、議院事務監督権、議院代表権がある。

憲法第五六条第二項は「両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」と規定する。

「議長の決裁権に関し、議長も表決権を有し、その上に決裁権を有するとする説と表決権と決裁権というのも等しく議長の意思表示であるから二度同一問題に表決はできないとする説がある。<sup>(1)</sup>」前説は、議長は決裁権と、議員としての表決権があると解釈されている。このことから議長の決裁権は過半数の原則の例外とされる。しかし、実際の運営は、これまで議長は議員としての表決権は行使した例はない。また、地方議会について地方自治法第一一六条は「普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」前項の場合においては、議長は議員として議決に加わる権利を有しない。」と規定している。私は、議長

は公平な立場から議事整理をするので議題の採決前は議長が賛

否を明らかにすることは望ましくなく、また、表決に加わらないが、可否同数となつたときは、議長が決裁できることを明らかにしたものと考ええる。このため、決裁権は、可否同数の場合に議長席にある議長が表決を行使できることを規定したもので表決権そのものでないかと考える。そう考えると、決裁権は過半数原則そのものでないかと考える。あくまで個人的意見である。

(i) 例えば、二五〇人の議員がいると仮定し、賛成一二五、反対一二五であれば可否同数なので議長は決裁を行使する。

衆議院では、これまで議長が表決権を行使したことはない。<sup>(2)</sup>また、決裁権は明治時代の事例であるが、四回とも消極に決した。<sup>(3)</sup>他方、昭和五〇年七月四日の参議院は、政治資金規正法改正案について、採決の結果、可否同数となり、河野謙三議長は積極に決した。<sup>(5)</sup>

(ii) 賛成一二四、反対一二五のときに、議長は表決権の他に決裁権があるとして、議員として賛成に一票を投じ、可否同数にした上で、議長として決裁権を行使し、可決するのは問題であろう。賛成一二四、反対一二五は可否同数でないので、議長は否決を宣告する。

(iii) 賛成一二五、反対一二四であれば、議長は議員として反

対に一票を投じ、可否同数とし、過半数なしとして否決を宣告できるであろうか。米国の下院議長は、「議長は投票が決定的効力のある場合又は無名投票 ballot による場合を除いては、通常の立法手続では投票を要しない。可否同数の場合には議題は消滅する<sup>(6)</sup>」とある。そのために、事例のような場合は、議長の投票は「投票が決定的効力のある場合」にあたり、議長が否決に投票すれば議題は可否同数となり否決となる。「決定的効力」は少数票が一票少ない場合、可否同数の場合、三分の二の要件を充たすかどうかの場合である。しかし、我が国では憲法では「可否同数のときは、議長の決するところによる。」としているので、議長は可否同数ではないので決裁することは許されず、可決を宣告する。

- (1) 議事解説 p.7
- (2) 平成一五年版衆議院先例集三一一
- (3) 「之は法で許されている権利とは謂へ、既に否とする者半数にも及んだ際議長一個の意見に依つて現状を変更するよりは現状維持の儘にして置く方が穩当であると為す保守的の觀念に出でたるものと思われる」(議事解説)
- (4) 英国の下院議長は可否同数の場合は投票しなければならぬが、議長は他の議員と同様にその良心に従つて投

票の自由を有する。しかし、議長の公正性(中立性)に批判を招かないように、議長は可能なかぎり、自らの投票が院の最終決定にならないような方法で投票するのが通例であり、そして投票理由はジャーナル(議会日誌)で説明されるのが通例である。過去二世紀の先例をたどることによつて議長の投票の三つの原則を明らかにできる。①さらなる議論が可能ならさらなる議論ができる方向で議長は投票すべきである。(例、一七九六年のアディントン議長の決定) ②さらなる議論が不可能なら、議決は過半数によつて決めるべきで議長の一票によるべきではない。(例、一八六七年のデニソン議長の決定) ③修正案に対するキャスティングボートは原案のままに残して投票すべきである。(例、一八六〇年のデニソン議長の決定) (Parliamentary Practice 21版 p.351)

- (5) 平成一〇年版参議院先例録三三三
  - (6) 旧下院規則第一条六項。因みに、旧下院規則第一条六項は、第一〇六回米國議會において、その条文の前段が新下院規則第一条七項に、後段は第二〇条一項(c)として分離し、再編集された。(二〇〇三年下院規則より)
- イ. 常任委員長、常任委員の選任  
両院は、委員会として常任委員会と特別委員会の二種類を置

いている。常任委員会は国会法の規定した常設の委員会である。部門に属する議案、請願等を審査する。常任委員会は議長長の承認を得て、その委員会に属する国政調査を行う。特別委員会は各議院がその院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するために設けることができる。特別委員会は本会議の議決によって名称、委員数、設置目的が決められる。

我が国の委員会制度は、国会運営の中心をなすものであり、旧憲法下の三読会制を採用した本会議中心主義から、委員会中心主義に変更されたものである。多数の議員で構成される本会議より、専門性、継続性を有した委員による少数数の委員会の審査の方が能率的、合理的と判断したことによる。委員会はその運営に自主性が与えられている。委員会の審査は本会議の審査のための予備的審査にあたるもので、委員会の決定が本会議の意思を拘束するものではない。最終的には本会議の意思決定により院の意思が決まる。しかし、委員会の決定は政治的効果がある以上、各会派の勢力が委員会に反映されるように、委員会の構成は、各会派の所属議員数の比率に基づいて委員の配分がなされている。委員長長の選出と委員の選任に分けて説明する。

#### A. 常任委員長長の選任

「常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する。」<sup>(1)</sup>

常任委員長は本会議で選挙によって選ばれる。しかし、「常任委員長の選挙は、その手続を省略して、議長長の指名によるのを例とする。」<sup>(2)</sup>常任委員長は、与党の委員だけが選挙されたことあるが、現在は、与野党の委員が選挙されている。常任委員長の配分は各派協議会又は議院運営委員会の各党の協議により決められている。第一六〇回国会では、衆議院の一七常任委員長中、自由民主党から一〇人、民主党から五人、公明党から二人が選出されている。参議院は一七常任委員長中、自由民主党から九人、民主党から六人、公明党から二人が選出された。

「常任委員長の辞任は、院議によりこれを許可する。閉会中における常任委員長の辞任は、議長がこれを許可する。」<sup>(3)</sup>

常任委員長は本会議で選任されるので辞任は本会議の許可が必要である。閉会中は本会議が開かれないので議長の許可としたのである。

平成一三年一月三十一日の第一五一回国会から、衆議院の常任委員会は、省庁再編に伴い、二一の委員会を一七の委員会に再編した。その委員会は①内閣 ②総務、③法務、④外務、⑤財務金融、⑥文部科学、⑦厚生労働、⑧農林水産、⑨経済産業、

⑩国土交通、⑪環境、⑫安全保障、⑬国家基本政策、⑭予算、⑮決算行政監視、⑯議院運営、⑰懲罰委員会である。委員会の所管事項、調査案件事項は別表（九）に掲載する。常任委員会の種類はこれまで八回の変更が行われた。

参議院も同じく省庁再編に伴い一八の常任委員会から一七の常任委員会に再編した。①内閣、②総務、③法務、④外交防衛、⑤財政金融、⑥文部科学、⑦厚生労働、⑧農林水産、⑨経済産業、⑩国土交通、⑪環境、⑫国家基本政策、⑬予算、⑭決算、⑮行政監視、⑯議院運営、⑰懲罰の各委員会である。

B. 常任委員の選任

国会法第四二条は「常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあたるものとする。

議員は、少なくとも一個の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができ<sup>(4)</sup>る。」とする。

常任委員割当表は別表（一〇）のとおりである。衆議院では、

総委員数は六一〇、議員数は四八〇人であるので、単純に計算すると、議員一人あたり一・二七の委員を兼ねていることになる。大臣、副大臣が常任委員を辞退しているため、一人が三常任委員を兼ねている議員もいるし、また、その他に特別委員とか政治倫理審査会や憲法調査会の委員を兼ねている議員もいる。「常任委員の選任は、総選挙後の国会の会期の始めに議事日程に記載して、これを行う。」<sup>(5)</sup>

常任委員は、各会派の所属議員数の比率による割当てに基づき、議長が指名する<sup>(6)</sup>。」

「常任委員の選任は、すべて議長の指名によるのであるが、あらかじめ議院運営委員会において所属議員数の比率により各会派の委員の割当てを決定し、これにもとづいて申し出た候補者を委員に指名する。常任委員の場合は、議長が会議において指名する。当日の衆議院公報をもってその氏名を報告する。」<sup>(7)</sup>

常任委員割当表に基づいて、各党の申し出のとおり、議長が常任委員を指名することになる。

(1) 国会法第二五条

(2) 平成十五年版衆議院先例集五八

(3) 国会法第三〇条、平成十五年版衆議院先例集五八

(4) 国会法第四二条

(5) 国会法第四二条、平成十五年版衆議院先例集一一一

(6) 国会法第四六条、衆議院規則第三七条、平成十五年版

衆議院先例集一一四

(7) 国会法第四六条、衆議院規則第三七条、平成十五年版

衆議院先例集一一四説明書

ウ・特別委員長、特別委員の選任

A. 特別委員会の設置

「各議院は、その院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設けることができる。」<sup>(1)</sup>

第一六〇回国会における衆議院の特別委員会は、①災害対策特別委員会、②政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会、③沖縄及び北方問題に関する特別委員会、④青少年問題に関する特別委員会、⑤武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会、⑥国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会の六特別委員会を設置した。

参議院は第一六〇回国会において、①災害対策特別委員会、

②沖縄及び北方問題に関する特別委員会、③金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、④政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、⑤イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会、⑥北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会の六委員会を設置した。

「特別委員は、議院において選任し、その委員会に付託された案件がその院で議決されるまで、その任にあるものとする。」<sup>(2)</sup>  
特別委員会は、常任委員会と違って、会期ごとに設置される点が大きく違う。

B. 特別委員長の選任

「特別委員長は、委員会において互選する。」<sup>(3)</sup>

各党の協議により野党にも特別委員長の割り当てがなされている。衆議院の六特別委員会は自民から三人、民主から三人が選出された。参議院の特別委員長は自民から三人、民主から二人、公明から一人が選出された。

C. 特別委員の選任

「常任委員及び特別委員は、各党派の所属議員数の比率による割り当てに基づき、議長が指名することになっている。」<sup>(4)</sup>

「委員の異動は、辞任及び補欠選任の方法によつて行ふ。」<sup>(5)</sup>

「議長は、常任委員及び特別委員の辞任を許可する。」<sup>(6)</sup>

「常任委員及び特別委員の補欠は、議長の指名による。」<sup>(7)</sup>

- (1) 国会法第四十五条第一項
- (2) 国会法第四十五条第二項
- (3) 国会法第四十五条第三項
- (4) 平成一五年度版衆議院先例集一一四、国会法第四六条
- (5) 平成一五年度版衆議院先例集一二二、衆議院規則第三九条、第四〇条
- (6) 平成一五年度版衆議院先例集一二二、衆議院規則第三九条
- (7) 平成一五年度版衆議院先例集一二三、国会法第四六条第二項、衆議院規則第四〇条

(二) 会期の決定

常会の会期は百五十日間と国会法に規定されているが、臨時会、特別会の会期は、両議院一致の議決で、決定する。<sup>(1)</sup>

昭和三二年五月の第一回国会（特別回）から平成一五年一月の第一五八回国会（特別回）まで五七年間の会期日数は一二、九四三日で、一年の平均の会期日数は約二二七・一日である。また、常会を含めて一年に平均二・八回の国会を開いたことになる。

「常会の会期中に参議院議員の半数の任期が満限に達する場合、その満限の日をもって会期が終了する。」<sup>(2)</sup>

「会期延長の回数は、常会にあつては一回、特別回及び臨時会にあつては二回とする。」<sup>(3)</sup>

会期の延長は、第二八回国会まで、回数を制限するものはないが、昭和三三年六月の第二九回国会から会期延長の回数制限が実施された。第一三回国会、第一九回国会は、五回の会期延長を行っているが、会期延長で混乱がおこったためである。<sup>(4)</sup>

「会期又は会期の延長について、両議院の議決が異なるとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる。」<sup>(5)</sup>

「特別会及び臨時会の会期又は国会の会期の延長は両議院一致の議決によることが原則であるが、国会法第十三条で、両議院の議決が異なるとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる。」<sup>(6)</sup>

第一回国会以降、特別会はこれまで二〇回開かれ両議院は会期を議決しているが、臨時会の会期の決定は八三回行っているが、そのうち参議院が議決しなかったのは八回ある。会期の延長は九三回のうち参議院の議決しなかったのは三七回である。会期幅について両院で異なつた議決したのは第一二五回国会

の例が一回ある。また、延長日数について両議院で異なった議決をした例は二回ある。

- (1) 国会法第一〇条、第一一条。
- (2) 国会法第一〇条但書。第三二回国会、昭和三四年五月二日に参議院議員の半数の任期が満限に達したため、その日で会期を終了した。(平成十五年版衆議院先例集三)
- (3) 国会法第一二条第二項。
- (4) 衆議院参議院編集「目で見る議会百年史」p.106。昭和二六年一二月に召集された第一三回国会は、「翌年四月の対日平和条約による独立の回復に伴う」法案整備の中、「与野党は、日米安全保障条約に基づく日米行政協定の実施に伴う各種の措置、行政機構改革、治安対策等について激しく対立した。会期は五回延長され、二三五日間という記録的な長期にわたった。」この国会で破壊活動防止法が成立した。同書p.106。第一九回国会は、昭和二九年六月三日衆院は四回目の会期延長をめぐり紛糾、堤議長は警察官を導入し会期延長を議決。六月五日、「自由・改進黨は、五度目の会期延長を行い、六月七日参議院で、警察法案を可決した。」
- (5) 国会法第一三条。
- (6) 平成一五年版衆議院先例集六。

#### 四、第一五九回国会(常会)における法案等の審査

(一) 次に、国会の一年間の活動サイクルを理解するために常会の流れを説明する。

政府の予算案が決定されるのは例年一二月の下旬なので、国会の召集は、一月二〇日頃に常会が召集される。常会は一五〇日間なので、六月の中旬まで開かれる。この一五〇日間を大まかに区分できる。

##### ① 召集日と代表質問の期間。

総理の施政方針演説など政府の四演説は召集日に両院でなされ、代表質問は衆参両院で三日間行われる。

② それが終わると、衆議院予算委員会は予算の審査を二月末まで、あるいは三月初旬まで行う。参議院は三月末まで、予算の審査が行う。原則として三月末までに予算が成立しないとなると暫定予算を組む。

③ 三月末までにいわゆる日切れ法案が成立する。原則として歳入に関連する法案が多く含まれる。

④ 予算が成立すると、各委員会は、五月の連休前後が、法案の審査の最繁忙期となる。

⑤会期末一ヶ月間は特に参議院の審査が集中する。

(二) 常会の召集日と開会式

常会は一月中に召集されるのを常例とし、召集詔書は少なくとも一〇日前に公布される。(国会法第一、第二条) 今年、平成一六年一月九日に常会の召集詔書が公布された。

内閣が常会の召集を閣議決定する前に議連理事会が開かれ、官房長官より、常会の召集についての説明がなされる。

常会の召集が決まると、開会式の日、國務大臣の演説(政府四演説)及び國務大臣の演説に対する代表質問の質疑日、質疑者数、質疑時間、質疑順位などが議連理事会で協議される。

召集日に議席の指定が行われる。衆議院規則第十四条により、議長が各党の申出のとおり指名する。

常任委員長などに欠員があれば、その選任が行われるし、特別委員会が設置される。

院の構成を整えて開会式が行われる。

(三) 國務大臣の発言—政府四演説と代表質問

常会においては開会式の後に、内閣総理大臣が施政方針に関して、外務大臣が外交に関して、財務大臣が財政に関して、経済財政政策担当大臣が経済に関して演説するのが例となっている<sup>(1)</sup>。政府演説に対して各党を代表する議員が質疑をし、内閣総

理大臣はじめ各大臣の答弁がある。いわゆる代表質問といわれる。

この政府四演説は、衆議院で行うのが例である。<sup>(2)</sup>

帝国議会時代は貴族院が午前十時から、衆議院は午後一時から開かれていたため、貴族院で先に政府の演説と質疑が行われることが多かったが、第一回国会からは、政府演説は衆議院で行った後、参議院が行い、質疑は翌日以降に行われることになった。

第一五九回国会では、平成一六年一月一九日、衆議院では、院の構成のための本会議が正午に行われ、開会式が午後一時、國務大臣の演説が午後二時から開かれた。参議院は院の構成の本会議が午前一〇時に開かれ、國務大臣の演説は午後三時四十分から行なわれた。

國務大臣の演説に対する質疑は、議院運営委員会において定める順位により、許可される。<sup>(3)</sup>

内閣総理大臣その他の國務大臣の演説に対し、議員から質疑の通告をするのが例である。この場合、議院運営委員会において発言の順位及び発言の時間を定め、その順序により議長は発言を許可する。

なお、会期の始めにおける國務大臣の演説に対する質疑は二

日間をもって終了する。参議院においても代表質問が、同様に二日間行われるが、代表質問の第一日は衆議院で、二日目は参議院で午前中、衆議院が午後、三日目は参議院で代表質問が行われる。平成一六年は、一月二日から二三日まで代表質問が行われた。

(1) 平成一五年版衆議院先例四八四

(2) 平成一五年版衆議院先例四八六

(3) 平成一五年版衆議院先例二五三

(四) 次に、予算審査——一月二〇日頃から三月末まで両院で審査

予算を編成し国会に提出するのは内閣の権限である。(憲法第七三条第五号、第八六条)

内閣のなかで、実際に予算の編成にあたるのは財務大臣であるが、予算の基本方針は内閣府に設置された経済財政諮問会議において示される。概算要求基準についても経済財政諮問会議が決定している。各省庁は、八月末までに財務省に概算要求書を提出し、九月上旬から中旬にかけて各省庁より概算要求の説明があり、財務省では一二月下旬まで予算編成作業が行われる。

平成一六年度予算については、平成一五年一二月五日に「予算編成の基本方針」が閣議決定され、一二月二〇日、財務省原案内示、復活折衝を経て、一二月二四日、政府案を閣議決定し、平成一六年一月一九日に平成十六年度予算案が国会に提出された。平成一五年度の補正予算もあわせて提出された。なお、予算の決定とはほぼ同時期に、政府の経済見通しと税制改正要綱も決定される。

平成一六年度の予算の審査経過表は別表(一一)である。

予算は、内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出される。まず、衆議院に提出され、審議を受ける。(憲法第六〇条第一項、第八六条、財政法第二七条)

予算は本会議で財務大臣の財政演説において説明がなされ、代表質問が終了すると、その日に、両院の予算委員会で、平成十六年度予算について財務大臣から提案理由の説明がなされる。今年の場合は平成一六年一月二三日に、提案理由説明の聴取が行われた。<sup>(1)(2)</sup>

衆議院の予算委員会は基本的質疑が通常二日間行われる。かつては総括質疑といわれていたが、総理以下全大臣が出席し、予算の審議が行われる。基本的質疑が終了すれば、一般的質疑が行われる。財務大臣と要求大臣に対して質疑が行われる。ま

た、特定の問題について集中審議が行われる。今年は、「年金及び構造改革問題」「北朝鮮問題」の集中審議が行われた。集中審議には総理が出席し質疑が行われた。

総予算は公聴会が必ず開かれる。(国会法第五一条第二項)<sup>(3)</sup>。また、必要に応じて証人喚問や参考人招致などのかたちをとることもある。

予算は内政、外交など国の政策の全てに及ぶので、予算の質疑の対象は国の政策に関するあらゆる問題に及ぶ。予算審査の終盤で、予算委員会を各分科に分けて、各省庁別に審査する。最近では、八分科会にわけて審査される<sup>(4)</sup>。

今年の予算委員会は、平成一六年三月五日に、締めくくり総括質疑を行った後、共産党から提出された「平成一六年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求める動議」の趣旨説明を聴取し、予算三案と一括し討論に付し、動議を否決し、予算三案は原案のとおり可決された。

同日の衆議院本会議で、予算委員長から予算委員会の審査の経過と結果の報告がなされ、反対、賛成の討論がなされた後、十六年度予算三案は委員長の報告のとおり可決された。予算は参議院に送付され、参議院予算委員会は三月九日から審査が始まり、三月二六日に予算委員会、本会議で可決され、同日成立

した。

(1) 平成一五年版衆議院委員会先例集一三一「総予算の審査は、本会議において國務大臣の演説に対する質疑が終了した後、これを開始するのを例とする。」

(2) 同一三三「総予算は、委員会において基本的質疑、一般的質疑を行った後、分科会において審査し、更に委員会を開いて締めくくり質疑を行い、討論の後、これを議決する。」

(3) 同一三三「総予算についての公聴会は、分科会の審査に入るまでに開くのを例とする。」

(4) 同一三四「分科会における予算の審査は、各省庁別に細部にわたる質疑を行う。」

予算について参議院が衆議院と異なった議決した場合に両院協議会(憲法第六〇条第二項、国会法第八五条第一項)を開くが、意見が一致しないときには、衆議院の議決が国会の議決となる<sup>(1)</sup>。また、参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときも、衆議院の議決が国会の議決となる<sup>(2)</sup>。(憲法第六〇条第二項)

(1) 平成一五年度衆議院先例集三三五。両院協議会を開いても意見が一致しなかった例。平成元年度一般会計補正予算外二件、平成二年度一般会計予算外二件、平成二年度一般会計暫定予算外二件、平成二年度一般会計暫定補正予算外二件、平成三年度一般会計補正予算外二件、平成三年度一般会計予算外二件、平成四年度一般会計予算外二件、平成五年度一般会計予算外二件、平成五年度一般会計補正予算外二件、平成十一年度一般会計予算外二件

(2) 平成一五年度衆議院先例集三三五。衆議院送付の日から起算して三〇日以内に参議院が議決しなかった例。昭和二九年度一般会計予算外二件、平成元年度一般会計予算外二件

予算の修正権について旧憲法時代に、議会は予算の増額修正はできないが、減額修正は可能としていたし、減額修正した例もある。現憲法になってからは、国会に無制限な増額修正を認める昭和二三年二月の両院法規委員会の勧告があるが、<sup>(1)</sup> 予算編成権が内閣に専属することから、国会の増額修正を認めつつも、内閣の予算提出権を侵害するような修正は認められないとする昭和五二年二月の政府統一見解もある。<sup>(2)</sup> 国会修正の例は過去四

回ある。第五次吉田(自由党)内閣の昭和二八年度予算、昭和二九年度予算、第二次鳩山(日本民主党)内閣の昭和三〇年度予算、第一次橋本(自・社・さ)内閣の平成八年度予算である。<sup>(3)</sup>

(1) 両院法規委員会議録第六号(昭和二三年二月二十六日)「国会は予算の増減または予算費目の追加もしくは削除等すべて内閣の提出した予算に関して最終かつ完全な権限を有する。」

(2) 衆議院予算委員会議録第一二二号(昭和五二年二月二三日)「国会の予算修正について

「国会の予算修正については、それがどの範囲で行いうるかは、内閣の予算提案権と国会の審議権の調整の問題であり、憲法の規定からみて、国会の修正は内閣の予算提案権を損なわない範囲内において可能と考えられる。」

矢野絢也委員が「政府の見解、具体的には、項の新設、項の付加、こういった問題は政府の予算提案権の侵害となる、損なうものであるという意味の従来のお考えはとるところではない、そういう考えは持たない、こういうことで理解してよろしゅうございますか」の質疑に対し福田内閣総理大臣は「それはケース・バイ・ケースで決定すべき問題である、そういう理解であります。」と

答弁している。

(3) 平成一五年度衆議院先例集三三三二「議院において、予算款項の金額を増額修正する。」、同三三三二「議院において、特別会計予算及び政府関係機関予算の総額を増額修正する。」

予算について編成替えを求める動議が提出されるが可決されると、内閣として予算を組み替える政治的義務を生ずるので修正案が可決したのと同じ効果を生む。第四〇回国会以降、予算について撤回のうえ編成替えを求めるの動議については、予算の修正の動議に準じて、五〇人以上の賛成を得て提出されるのが例となっている。委員会での動議には賛成者の要件はない。第二回国会の昭和二十三年二月五日の予算委員会<sup>(1)</sup>で内閣に予算の編成替えを求める動議が一度、可決されたことがある。

(1) 平成一五年度衆議院委員会先例集一三五

(五) 第一五九回国会(常会)における議案の審査経過について説明する。

常会の召集が決まると、内閣官房副長官は、議運理事會に内

閣が常会に提出する予定の法案名、条約名、その要旨を説明する。今年<sup>(1)</sup>は平成一六年一月二六日に、①提出予定の法律案は一五二五件で、そのうち予算関連法案は三三三件であること。条約は一五九件であること。②その他に提出予定以外の検討中のものが、法律案一七件、条約一〇件であること。③国会への提出時期は、予算関連法案は二月一〇日頃、その他の法案は三月九日頃までに閣議に付議する最終期限として作業を進める旨の説明がなされた。

最終的には内閣からは国会に法律案は一七七件、条約は二二一件提出された。

この説明から各党は、常会における立法計画、戦略を検討することになる。

第一五九回国会の議案経過の一覧表は別表(一一二)のとおりである。ちなみに、予算、条約、法案等二五五件の名称、衆参の議決日、審議結果、審査結果は、平成一六年六月一六日の衆議院公報を参照されたい。

まず、平成一五年度補正予算の審査が行われた。補正予算は衆議院を一月三十一日に可決、参議院は二月九日に可決成立した。また、補正予算関連法案も同日、衆参両院で可決成立している。次に、平成一六年度予算の審査が行われた。衆議院は三月五

料 二日、参議院は三月二十六日に可決、成立した。

資 次に、三月三十一日までに成立する法案がある。いわゆる日切法案又は日切扱法案である。法律の有効期限が三月末で切れる法案とか、特例措置を延長させる法案、四月一日を施行日とする法案などである。今回、三月三十一日までに成立した法案は閣法で二一件、四月七日に成立した閣法は三件である。衆議院の提出した法案（衆法）で三月三十一日までに成立したのは三件である。

条約は二二件提出され、すべて成立している。そのうち、参議院先議は六件である。

内閣提出の法案（閣法）は二二七件である。そのうち一二〇件が成立した。成立率は九四・五％である。内閣からの提出件数は例年一〇〇件位であったが今年は多かつた。一二七件のうち二〇％にあたる二六件は参議院に提出され、参議院の先議案件となつた。

衆議院において継続審査となつた内閣提出の法案七件は、法務委員会が三件、厚生労働委員会が三件、財務金融委員会が一案件あつた。法務委員会は「裁判員法案」、厚生労働委員会は「年金改革法案」、財務金融委員会は「金融機能強化法案」など重要法案が多かつたので、七件が継続案件となつた。

衆議院提出の法案（衆法）は五九件で成立したのは一四件で、成立率は二三・七％であつた。一四件中一三件は委員会から提出された委員長提出法案である。その他の一件は議員発議の法案で、「外国為替及び外国貿易法改正案」である。政府が、外国為替及び外国貿易について、我が国の平和と安全のため特に必要があるときは、閣議において対応措置を決定することができるなどを内容とするものである。委員長提案は全会一致を原則としており、速やかに成立させることができる。

衆議院提出法案で継続した二二一件は、自・民・公・共・社五派の共同提出は一件、自・公与党の共同提出は四件、自提出は一件、公提出は一件、民・共・社野党共同提出は四件、民提出は一〇件である。

衆議院提出法案のうち審査未了となつたのは一〇件である。衆議院提出法案のうち衆議院で否決された八件は閣法と対案関係のものである。撤回された六件は閣法に賛成したか、あるいは新しく委員長提出法案として各党が一致して提出することになつたので撤回されたものである。

参議院提出法案（参法）は二四件で、成立した法案は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案」である。参議院で多く廃案となつたのは、通

常選挙前の国会では次の国会に法案を継続しないのを先例とするからである。

承諾を求める件で両院を通過したものは、「平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外二件」である。

承諾を求めるの件で両院を通過したものは、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件」とNHK予算である「放送法第三十七条第二項に基づき、承認を求めるの件」である。

衆議院で修正されたのが九件、参議院の修正はなかった。修正されたのは「商品取引所法一部改正案」、「市町村合併特例法案」、「裁判員参加法案」、「刑事訴訟法一部改正案」、「綜合法律支援法案」、「国民年金法等一部改正案」、「武力攻撃事態等国民保護措置法案」、「武力攻撃事態等特定公共施設利用法案」、「児童手当法一部改正案」である。「国民保護措置法案」は攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産を保護する必要から、国、地方公共団体の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置などを定めた法案であるが、緊急対処方針に関して国会の承

認に関する規定を設け国会の関与を強める修正をしたものである。国民の刑事司法参加の法案である「裁判員参加法案」は裁判員等の秘密漏示罪について罰則の上限を一年以下の懲役から六月以下の懲役に引き下げる等の重要な修正を行っている。また、「年金改革法案」については公的年金制度の見直しにあたっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとするとの修正が行われた。

両院を通過した内閣提出の議案一四七件（予算六件、条約二一件、法案一二〇件）のうち、自民、公明、民主、共産、市民の全会一致の議案は七四件であった。民主、共産、市民の反対議案は二九件、民主、共産の反対議案は一件、民主、市民の反対議案は一件、民主のみの反対議案は四件、共産、市民の反対議案は一件であった。全体的にみると、内閣提出議案（閣法）の五〇・三％が全会一致の賛成議案であるが、四九・七％は反対のある議案であった。自民党、公明党は一〇〇％の賛成、民主党は賛成七六・二％、反対二三・八％、共産党は賛成五四・四％、反対四五・六％、市民党は賛成七一・四％、反対二八・六％であった。

(六) 第一回国会から一五九回国会までの常会における法律案

(衆法、参法、閣法)の提出件数を別表(一三)にした。

昭和二年から平成一六年までの常会(常会の役割をもった特別会を含む)をみると、衆法二、四六七件の提出のうち、成立した法律案は八三〇件で三三・六%、参法は八九五件が提出され、成立した法律案は一五〇件で、成立率は一六・八%。閣法は、七、二一〇件が提出され、成立は六、二〇二件で、成立率は八六・〇%である。

昭和二年の第一回国会に一八三件の法案が提出された。昭和三年の第二回国会に二五六件の法案が提出され、その後そのようなペースが続き昭和七年の第一三回国会では三四八件の法案が提出された。これがこれまでの最高提出件数である。昭和二八年の第一五回国会では二六二件に落ち、昭和三一年の第二四回国会では二五六件、昭和三二年の第二六回国会では、二二五件となり、昭和三三年の第二八回国会から昭和四一年の第五一回国会まで年平均で二四〇件程度の法案が提出された。昭和四二年の第五五回国会から昭和四七年の第六八回国会まで年平均で一八〇件程度の法案が提出された。昭和四八年の第七一回国会に二一八件提出されたが、その後、昭和四九年の第七二回国会に一四九件に低下し、昭和五八年の第九八回国会に八二件、平成元年の第一一四回国会に九〇件まで漸減した。しか

し、平成三年の第一二〇回国会は一一四件が提出され、その後、法案の提出は増加している。平成一六年の第一五九回国会は一〇件が提出された。閣法が一二七件、衆法は五九件、参法は二四件である。閣法は年一〇〇件程度であったが増加した。また、衆法は平成八年に一六件、平成九年に四五件となり、その後も増加している。参法も、平成一〇年に六件から平成一一年に二二件に増え、その後も二〇件台が続いている。これは時代のニーズに対応した法案が増加しているからである。

議員提出法案の増加要因は、

- ①各党が独自の政策を実現するために努力していること
- ②複数の省庁にかかわる問題で省庁の縦割りとか、政府の専門委員会では時間がかかりすぎるため迅速な対応ができないもの
- ③各党が一致して重要案件や政策を実現するもの、委員長提出法案など。
- ④圧力団体の要望を踏まえて改正したもの
- ⑤災害対策対応のもの
- ⑥選挙対策や政治倫理にかかわるもの
- ⑦外交上、議員立法のほうが見込み
- ⑧議院内部に関する事項などの理由によるのであろう。

(七) 第一回国会から一五九回国会までの常会における衆議院の本会議、委員会の審議回数と審議時間を別表(一四)、(一五)にした。

昭和三年の第二回国会から昭和三年の第二六回国会までの一〇年間の常会の本会議開会数は年平均で五四・七回、審議時間数は年平均で八七・三時間、委員会の開会回数は年平均で一〇二・八回、審議時間数は年平均で一六二六・九時間である。その後の一〇年間毎における常会の本会議、委員会の審議回数と審議時間数の年平均は次のとおりである。

昭和三年の第二八回国会から昭和四二年の第五五回国会まで年平均で本会議開会数は四二・九回、審議時間数は五四・六時間、委員会の開会回数は六九五・一回、審議時間数は一五一〇・五時間である。

昭和四三年の第五八回国会から昭和五二年の第八〇回国会まで年平均で本会議開会数は四一・四回、審議時間数は五八・五時間、委員会の開会回数は六二七・〇回、審議時間数は一九四三・六時間である。

昭和五三年の第八四回国会から昭和六二年の第一〇八回国会まで年平均で本会議開会数は三四・六回、審議時間数は四四・〇時間、委員会の開会回数は四三六・四回、審議時間数は一五

四五・五時間である。

昭和六三年の第一二回国会から平成九年の第一四〇回国会まで年平均で本会議開会数は三三・三回、審議時間数は三九・九時間、委員会の開会回数は三三一・七回、審議時間数は九三二・〇時間である。

平成一〇年の第一四二回国会から平成一六年の第一五九回国会まで七年間の常会の本会議開会数は年平均で四六・六回、審議時間数は年平均で五四・〇時間、委員会の開会回数は年平均で四四七・一回、審議時間数は年平均で二二〇八・七時間である。

法案提出件数と審議時間数、回数との間に相関関係があるような形がグラフ上に表れている。昭和六二年を谷として最近は審議時間数、回数も増加している。法案が多く提出されれば、会議の審議回数や審議時間数も増加すると考えられる。

## 五、国会の役割と課題

(一) 今年の四月に列国議会同盟会議がメキシコシティで開かれ、スウェーデンの事務総長から「議会と市民社会」というテーマで基調報告がありました。国会の役割について、理解する上

料  
で参考となりました。その要旨を紹介させていただきます。

「スウェーデンにおける民主主義に対する国民の満足度は七パーセントとなっている。また、ある研究結果によると、議会への信頼は、皇室、大学、裁判所に次ぐもので、政府や新聞より高い数値となっている。概括的にいえば、市民は、各々の議員に対してよりも議会への信頼を持っている。これは、議会が様々な民主的使命を果たし、人々の要求を充たしているからである。スウェーデンにおいては、長い間調査が行われてきた。調査では議会における七つの役割、

(i) 決定機能 (The decision making function)、社会の発展に決定的なことを決めること、

(ii) 政府活動の監督機能 (The control function)、政府の活動を調査すること、

(iii) 代表機能 (The representative function)、多くの異なった有権者の意見を反映させること、

(iv) 問題を取り上げる機能 (The initiative function)、政府によって取り上げていない問題をとりあげること、

(v) 世論形成機能 (The opinion-moulding function)、公開討議の中央アリーナであること、

(vi) 予見機能 (The quality function)、問題が先鋭化する前に

将来の問題を予見すること、

(vii) EUのモニタリング (Monitoring the development of the EU)、が定められ、議会も市民も、議会が (i) 及び (ii) を最善に機能させてきたとの合意はあるが、議員は (i) と (ii) が最も重要と認識しているが、市民は (vi) と (i) が最も重要と認識しており、認識のギャップがある。市民は (vi) の点について議会の活動は十分でないと捉えている。議会としては、議長や政党代表を委員とする委員会を設置し、こうした市民社会の要求に応えるべく、将来の問題に対応するために新たな研究を行うこととしている。今日、メディアの役割は増大しているが、メディアの取り上げるものは全体的な事象のごく一部である。我々議会も、目先の事象を取り上げ、中長期的な議論を行わない傾向がある。議会は、決定事項についてのフォローアップと評価を行わない傾向にあるが、議会は、政府の決定事項についてのフォローアップと評価を行う責任を有している。これらの役割を果たすことこそが、将来起こりうる問題を予見する基礎となるものと考えている。我々は、公聴会や更なる調査を行い、議会の責務を高いレベルにまで引き上げ、政府に情報を頼っていた段階から抜け出しつつ状況にまで至っていると考えている。」と。以上がスウェーデン議会の事務総長の報告

の一部であった。

私が関心を持った第一は、国会の決定機能の重要性をトップに置いたことである。例えば、仮に外交問題を一つとりあげたとしても、最近ではイラクの復興支援のための自衛隊派遣を認める特別措置法改正案が可決成立したが、国会は、国や社会のあり方や方向づけをどう決定していくのか責任がある。国会の決定機能は、国民から国会に負託された国政の中で最も重要な役割であり、責任である。また、正しい決定であったかどうか歴史的に検証されるべき問題でもある。第二に、国会の監視機能は、国会が行政に対し、いかにコントロールを及ぼすことができるのか、国政調査権の権限の範囲と限界の問題として議論される問題です。第三に国民代表は、多くの価値を有する人々の代表として、国会が機能しているかの問題である。政府で取り上げていない問題を国会で公にし、しかも、国民の注視する公開された国会で白熱した議論を通じて世論が形成される。なお、国会のこれらの機能、役割は、複合的・重疊的に重なっている。

第四は、スウェーデンは国会の決定機能や政府監視機能をよく果たしているとしながら、予見機能の不足をあげている。このことは、行政国家現象の中で、現在の立法院の問題点として

長期ビジョンの策定能力の不足があげられるのではないかと考える。

第五は、国会の役割を分析し、議員や市民が国会の役割、機能についてどう感じ、評価しているのか、また、議員と国民の間に感じ方にギャップがあれば、そのギャップをどう埋めていくのか、その研究の必要性について言及していることに注目する。(二) スウェーデンの例を紹介させていただいたが、議会は、英国やフランスなどのヨーロッパと米国を中心に歴史的、経験的に形成してきたものであり、人権を尊重し、治者と被治者を同じとする国民主権の議会制民主主義を発展させてきた。この議会制民主主義は普遍的な価値を持つものとして世界に広がった。勿論、この議会制民主主義は同時にその国の歴史や文化、政治意識等と深く結びついて発展してきた。その国の「固有なもの」もあわせて研究することが望ましいと考える。

我が国は、明治憲法時代には、議院内閣制は憲法上認められていなかった。しかし、帝国憲法成立以前の二八〇年代には自由民権運動が活発になり、一八九〇年の帝国憲法下の第一回帝国議会から、民党が多数会派を形成していたのである。一八九八年には、初の第一大隈政党内閣が成立し、その後、第一次護憲内閣、第二次護憲内閣ができ、衆議院に過半数の支持を

得た政党から、首相が選ばれ、政党内閣が組織された。しかし、一九三〇年代になり、世界不況となり、日本の経済も壊滅的な状態となり、それとともに軍部の力が強くなり、五・一五事件、二・二六事件を経て、政党政治は終焉を迎え、不幸にも戦争となり、敗戦となった。政党政治の崩壊とともに国会が形骸化し、国会が十分機能しなかつたといわれている。

戦後は、民主主義改革が実行され、日本国憲法が成立し、主権在民、平和主義、基本的人権の尊重を基本理念とした。政党の復活が認められ、議院内閣制も憲法が認めるところとなった。議院内閣制度は、内閣の組織と存続を国会の信任に基礎を置くものであるから、原則として衆議院で過半数の支持をもつ政党を基礎に内閣がつくられる。政党によって内閣がつけられるので、政党内閣制度でもある。

我が国の戦後の政治史は、米軍の占領時代、平和条約の独立後、自社二大政党時代、中道政党的登場、保革伯仲時代、非自民政権の誕生、自公の連立政権と続いている。国際政治は、東西冷戦構造、ソ連の崩壊、ベルリンの壁の崩壊とドイツの統一など冷戦終結、テロとの戦い、イラク、北朝鮮問題など大きく動いてきた。こうした国際情勢の中、政治、経済など、世界の関わりについて、日本の役割、責任は、今後、益々大きくな

るであろう。

政治は、外交や経済のグローバル化の中で、世界の急激な変化に対応した速さのある政策決定が求められている。政治が積極的に決定していくことが政治の役割であり責任である。こうした中、政党の役割は大きい。政治のリーダーシップや政党の政策能力の強化が強く求められている。<sup>(1)</sup>しかし、同時に、政策を十二分に議論をして、正しい結論を出すことが要請される。昨年の衆院選から、各政党が政権をとれば、どのような政策を実現するのか、その目標、手順、時期、財源等を明示したマニフェストが大きくとりあげられたが、政党が国民に選挙の争点として提示し、国民との約束を実現することに努力することは意義あることと考える。

政党が政権を担うためには、政策が国民の支持を幅広く得られるような国民政党であるか、あるいは政策を実現できる責任政党になることであろう。

議院内閣制度は、過半数の支持を得た政党を基礎にする政権であるから、政権を維持するため、あるいは、政策を遂行するために国会における党議拘束は、必要である。問題は、平成一三年一月に綿貫民輔衆議院議長の諮問機関の「衆議院改革に関する調査会」の答申にあるように「実質的な議論や利害調整

は、いわゆる政党の部会などにおける事前審査、政府と与党の調整、政府と業界との調整という、一般国民の目に届きにくい所で行われている。」ことから、国会が「議論を重ねた上で最終的な意思決定を行えるように国会審議の在り方を改善すべきである。」し、「国会の審議を活性化し、実質化させ、国民の前にオープン」の形で、議論し、調整することが必要である。」のである。

(一) 二〇〇四・四・二五毎日、和田龍幸「政策本位で政党支援」

(三) これからは、国会の役割はますます大きく、重要となってくるであろう。その中で、「立法の機能の拡大と国会の活性化」はよくいわれるテーマである。私はスウェーデンの議会の役割で述べた、<sup>1)</sup>のモニタリングを除いた、六つの役割・機能、即ち①決定機能、②政府の監視機能、③代表機能、④問題を取上る機能、⑤意見形成機能、⑥予見機能について日本の国会でも当てはまるので、これらの機能や役割を充実、強化することが必要であると考える。

決定機能の意味するところは、「議会による政治」である。

そして、「政党による政治」である。決定機能は、「国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関」の趣旨から、決定機能の対象はできるだけ広くし、国会の判断が尊重されるべきである。また、国会の意思決定過程において、「多数決原理と少数意見の尊重」は重要な原則である。最終的には採決で決定されるとしてもできる限り十分な話し合いにより共通の妥協点を探るべきであるし、少数者の意見が尊重されることが望ましい。「衆議院改革に関する調査会」の答申にあるように「民主主義政治は議会を通じて、如何に社会的に認知を得るか、そういう努力の過程を経て、初めて実現するものである。」。

国会の決定機能に関して最近の議員提出法案の増加は国会の機能強化の点からも望ましいことである。

政府の監視機能は、国会は政府をチェックするための機関として、委員会を中心として国政調査権が行使され、大臣、副大臣、政務官及び政府参考人に対する質疑が行われる。必要に応じて委員派遣も行われる。また、議員は内閣への質問制度<sup>1)</sup>などを利用して政府をチェックすることができる。最近では質問件数が飛躍的に増加しているのが数字に表れている。衆議院の数字であるが、平成八年から平成一二年までが一常会あたり平均四八件であったのが、平成一三年から平成一六年までの一常会

あたり平均一七二件となっている。平成二二年の第一四七回国会（常会）は四〇件であったが平成一六年の第一五九回国会常会（二〇一件と四倍になっている。質問件数は別表（一六）に掲載する。また、政府を追及する場として、特に予算委員会の質疑は有名である。さらに、「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」に基づき、平成二二年一月の第一四七回国会から新たに衆参両院に常任委員会として国家基本政策委員会が設置された。これは、イギリスの「クエスチョンタイム」を参考に導入されたもので、両院の合同審査会で、内閣総理大臣と野党の党首が一对一の党首討論を通じて「国家の基本政策に関する事項」について議論する場を設けたものである。

代表機能は、「両議院は全国民を代表する選挙された議員」により立法活動が行われるが、「議会による政治」は、「国民による政治」でなければならず、「国民の意思」と一致するのが理想である。そのために議員は国民の意思が何であるかに絶えず最大の注意を払わねばならない。また、代表機能が機能するために、国民各層の意見が政治に反映されねばならない。この観点から、国民の政治への主体的、積極的な参加があるべきである。選挙の投票率の低さは議会制民主主義を危うくする。

また、男女共同参画社会の形成のために、女性の政治への積極的参加が要請される。女性議員の増加を期待したい。二〇〇四年六月二三日の讀賣新聞の世論調査によれば「投票率をあげるためには何が必要か」の質問に対し、「政党や政治家が国民の政治への信頼感を高める」（六〇％）、「政党や政治家が選挙の争点を国民にはっきりさせる」（四一％）、「コンビニなどで投票できる場所を増やす」（三〇％）、「インターネットを使って自宅や職場で投票できるようにする。」（三〇％）との回答をあげていたが興味深い。一票の格差の問題など、その他、代表機能に関して国会と国民の間にギャップがないように、絶えず、日々努力していくことが肝要である。特に「政治とカネ」の問題は深刻な政治不信を招き、議会制民主主義を危機に陥れている。この危機感から「衆議院改革に関する調査会」は「政治倫理の確立」を強く打ち出している。

政府が取り上げていない問題を取り上げる機能は、委員会で政府に対して、問題を取り上げて要望する方法もあるし、政府の対応について追及することもありうる。国政調査案件の中で、とりあげることもあるし、請願としてとりあげることもできる。また、北朝鮮の貨物船の入港禁止法案のように、法律案の形でとりあげることも可能である。

意見形成機能は、国会は、「言論の府」として与野党が丁々発止する議論する様は、多様な意見がぶつかり合いながら、緊張の中にも、与野党の中に合意が形成されてくるし、また、国民もその真剣な議論の中に、何が正しいかを汲み取るのであり、世論が形成されるのである。衆議院は、国会の活動をありのままに知ってもらうために、議院運営委員会国会審議テレビ中継に関する小委員会が決定した方針に基づき、第一二〇回国会、平成三年一月三〇日以降、本会議及び委員会等を議院の有線テレビジョンにより、国会内、中央行政官庁、政党本部などに中継するとともに、本院と契約した放送事業者及び通信事業者に無償で配信している。また、第一四五回国会の平成一年一月九日からインターネットによる中継をしている。現在ではビデオ・オン・デマンドでも放送している。参議院も同様に国会審議を放送している。さらに、衆参両院で共同開発した第一回国会以降の全ての本会議及び委員会の会議録は国会会議録検索システムとして平成一〇年八月から試行し、平成一三年三月から本格的運用となりインターネットで読めるようになった。これらは国会と国民の間をいかに近づけるか国会側の努力の一環である。予見機能は、将来、問題となることを予見し、それに深刻な問題となる前に解決策を見出し、対策を提言する能力というも

のであろうか、このような機能は、これからは強く求められてくるであろう。一種の予防的、危機管理機能であろう。現実の政治は厳しく直面している問題に対処することで余裕が生まれ、ないのかもしれないが、長期的な視点をもったビジョンは絶対必要である。これからは国会の課題としてもその様な能力を育てていくことが必要であろう。

国会が国権の最高機関として、立法機能を高め、行政に対する監視を強めていくとともに、国会が政策を提言できる能力を高めていくことが強く求められる。これからの国会の役割と責任は益々重たくなるであろう。

ご清聴ありがとうございます。

(1)「質問は内閣に対し事実又は内閣の所見をただすもので、議員が議題とは関係なく国政一般についてなすもので、本来文書によるものであり、緊急を要するときは議院の議決により口頭でなすこともできる」(鈴木隆夫、国会の運営の理論 286)。

国会法第七四条「①各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長承認を要する。

②質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

③ 議長承認しなかった質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮らなければならない。

④ 議長又は議院の承認しなかった質問は、その議員から要求があったときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。」

国会法第七十五条「①議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

②内閣は、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならぬ。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができざる期限を明示することを要する。」

国会法第七十六条「質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。」

(2) 国会審議活性化法は第一条で「この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等について定めるものとする。」

(3) 平成一五年版衆議院先例集四五三備考

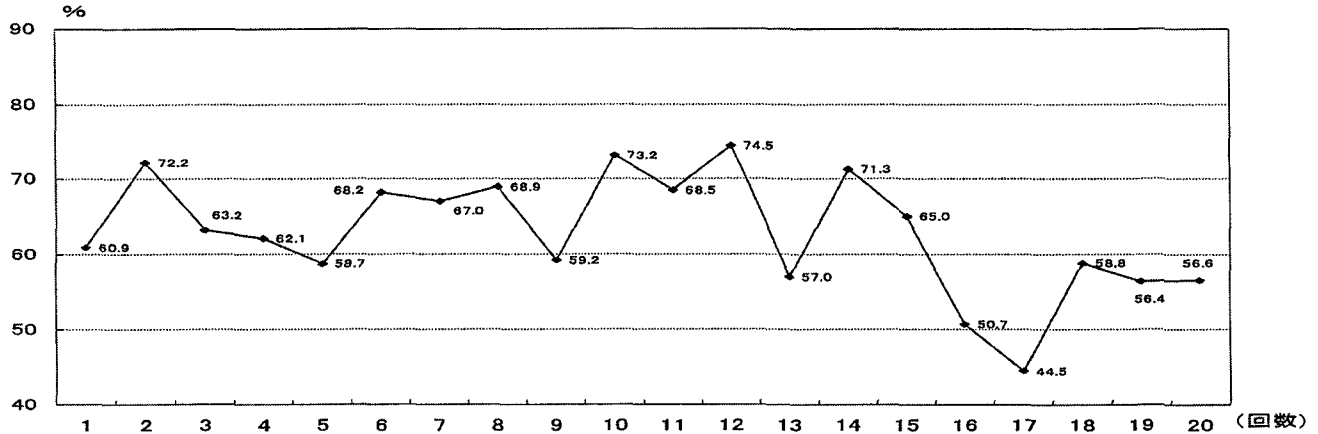
(注) 本稿は、平成十六年八月十九日の報告に一部訂正の上、加筆したものである。

## 別 表

1. 衆議院議員総選挙における投票率の推移
2. 参議院議員通常選挙における投票率の推移
3. 女性議員数の変遷（衆議院）
4. 女性議員数の変遷（参議院）
5. 第160回国会（臨時会）の各派議席数
6. 衆議院議員の任期調
7. 両院の選挙後の召集日における会派別議員数と内閣の存続期間一覧表
8. 衆議院の議長及び副議長の選挙一覧表
9. 常任委員会の名称、委員数、所管事項、国政調査案件（衆議院）
10. 常任委員の割当表（衆議院）
11. 平成16年度予算の審査経過一覧
12. 平成16年度常会（第159回国会）の議案経過一覧
13. 常会における提出法律案件数
14. 常会における本会議の審議回数、審議時間（衆議院）
15. 常会における委員会の審議回数、審議時間（衆議院）
16. 質問件数（衆議院）



## 参議院議員通常選挙における投票率の推移

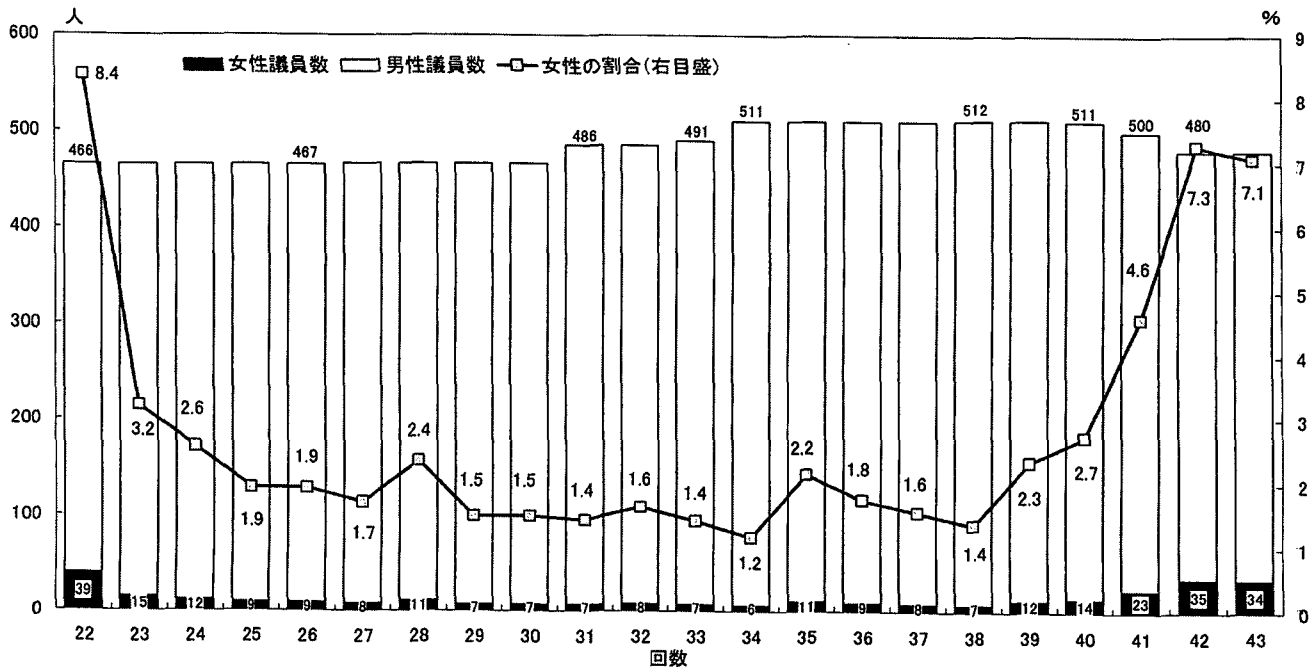


昭和													平成							
22	25	28	31	34	37	40	43	46	49	52	55	58	61	1	4	7	10	13	16	
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	
4	6	4	7	6	7	7	7	6	7	7	6	6	7	7	7	7	7	7	7	
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	
20	4	24	8	2	1	4	7	27	7	10	22	26	6	23	26	23	12	29	11	

(資料) 明るい選挙推進協会

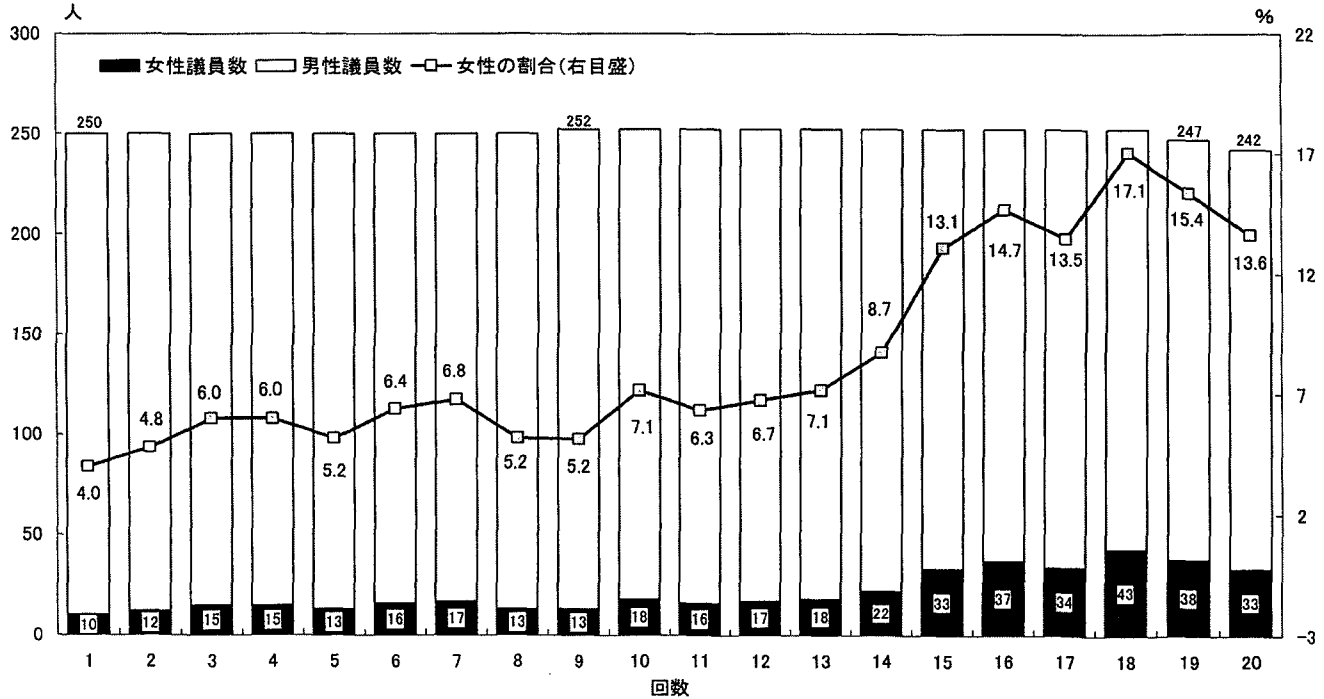
(注) 本表中は、第1回から第12回までの全国区、第13回以降の比例代表の数字である。第1回から第12回までの地方区、第13回以降の選挙区の数字は先述の数字との差が非常に小さいため掲載していない。

# 女性議員数の変遷(衆議院)



(資料) 衆議院調査局第二特別調査室

# 女性議員数の変遷(参議院)



(資料) 衆議院調査局第二特別調査室

最近の立法過程と国会の役割

両院の会派別所属議員数（第160回国会）

	衆議院		参議院
会派名	(平成 16.7.30) 現在	会派名	(平成 16.8.1) 現在
自由民主党	249 (9)	自由民主党	114 (11)
民主党・無所属クラブ	178 (16)	民主党・新緑風会	83 (11)
公明党	34 (4)	公明党	24 (5)
日本共産党	9 (2)	日本共産党	9 (3)
社会民主党・市民連合	6 (3)	社会民主党・護憲連合	5 (1)
無所属	4※	各派に属しない議員	7 (2)※
合計	480 (34)	合計	242 (33)

備考 ( ) は女性議員数で内数

※は議長、副議長を含む

衆議院議員の任期

選挙回次	任期	期間
23	22.4.25 ~ 23.12.23	1年8ヶ月
24	24.1.23 ~ 27.8.28	3年8ヶ月
25	27.10.1 ~ 28.3.14	6ヶ月
26	28.4.19 ~ 30.1.24	1年10ヶ月
27	30.2.27 ~ 33.4.25	3年2ヶ月
28	33.5.22 ~ 35.10.24	2年6ヶ月
29	35.11.20 ~ 38.10.23	3年
30	38.11.21 ~ 41.12.27	3年2ヶ月
31	42.1.29 ~ 44.12.2	2年11ヶ月
32	44.12.27 ~ 47.11.13	2年11ヶ月
33	47.12.10 ~ 51.12.9	4年
34	51.12.24 ~ 54.9.7	2年9ヶ月
35	54.10.7 ~ 55.5.19	8ヶ月
36	55.7.17 ~ 58.11.28	3年5ヶ月
37	58.12.18 ~ 61.6.2	2年6ヶ月
38	61.7.6 ~ 平2.1.24	3年7ヶ月
39	平2.2.18 ~ 5.6.18	3年5ヶ月
40	5.7.18 ~ 8.9.27	3年3ヶ月
41	8.10.20 ~ 12.6.2	3年8ヶ月
42	12.6.5 ~ 15.10.10	3年5ヶ月
43	15.11.9 ~ 継続中	
任期の平均		2年9.6ヶ月
40回～42回の平均		3年5ヶ月

両院の選挙後の召集日における会派別議員数と内閣の存続期間一覧表

衆議院				参議院			
総選挙	国会(召集日)	内閣	各国会の召集日における会派別議員数	通常選挙	国会(召集日)	各国会の召集日における会派別議員数	
第23回総選挙 22.4.25	第1回(特) 22.5.20	片山 (22.5.24~ 23.3.10) (社会・民主・ 国民連立)	日本社会党 144 民主党 132 日本自由党 129 国民協同党 91 無所属倶楽部 19 日本農民党 7 日本共産党 4 計 466	第1回通常選挙 22.4.20	第1回(特) 22.5.20	録風会 日本社会党 新政倶楽部 民主党 無所属懇談会 日本共産党 各派に属しない議員 計 250	92 47 44 42 20 4 1
	第2回 22.12.10	芦田 (23.3.10~ 23.10.15) (民主・社会・ 国民連立)	日本社会党 140 日本自由党 120 民主党 105 国民協同党 32 同志クラブ 22 第一議員倶楽部 15 日本農民党 8 日本共産党 4 無所属 3 欠員 17 計 466				
	第3回(臨) 23.10.11	第2次吉田 (23.10.15~ 24.2.16) (民主)	民主自由党 151 日本社会党 112 民主党 90 国民協同党 30 社会革新党 20 新自由党準備会 11 第一議員倶楽部 10 労働者農民党準備会 9 日本農民党 7 日本共産党 4 無所属 4 欠員 18 計 466				
第24回総選挙 24.1.23	第5回(特) 24.2.11	第3次吉田 (24.2.16~ 27.10.30) (民主)	民主自由党 269 民主党 70 日本社会党 48 日本共産党 35 国民協同党 14 農民新党 10 労働者農民党 7 社会革新党 5 無所属 8 計 466	第2回通常選挙 25.6.4	第9回(臨) 25.7.12	自由党 日本社会党 録風会 国民民主党 第一クラブ 労働者農民党 日本共産党 各派に属しない議員 計 250	77 62 57 30 14 5 4 1
	第15回(特) 27.10.24	第4次吉田 (27.10.30~ 28.5.21) (民主)	自由党 242 改進黨 89 日本社会党(右) 60 日本社会党(左) 56 無所属倶楽部 12 労働者農民党 4 無所属 3 計 466				
第26回総選挙 28.4.19	第16回(特) 28.5.18	第5次吉田 (28.5.21~ 29.12.10) (民主)	自由党 202 改進黨 77 日本社会党(左) 72 日本社会党(右) 66 自由党(分) 35 小会派クラブ 14 計 466	第3回通常選挙 28.4.24	第16回(特) 28.5.18	自由党 録風会 日本社会党(第四控室)(空) 日本社会党(第二控室)(空) 改進黨 無所属クラブ 純無所属クラブ 各派に属しない議員 計 250	95 48 43 26 16 10 7 5
	第21回 29.12.10	第1次鳩山 (29.12.10~ 30.3.19) (民主)	自由党 186 日本民主党 121 日本社会党(左) 72 日本社会党(右) 61 小会派クラブ 11 同志同志会 6 無所属 3 欠員 8 計 467				

最近の立法過程と国会の役割

第27回総選挙 30. 2. 27	第22回 (特) 30. 3. 18	第2次鳩山 (30. 3. 19~ 30. 11. 22) (自民)	日本民主党 自由党 日本社会党 (左) 日本社会党 (右) 小会派クラブ 無所属	185 114 89 67 11 1 計 467				
	第23回 (議) 30. 11. 22	第3次鳩山 (30. 11. 22~ 31. 12. 23) (自民)	自由民主党 日本社会党 小会派クラブ 無所属 欠員	299 154 8 3 計 467	第4回通常選挙 31. 7. 8	第25回 (議) 31. 11. 12	自由民主党 日本社会党 緑風会 無所属クラブ 第十七控室 日本共産党 欠員	124 81 29 8 4 2 2 計 250
	第26回 31. 12. 20	石橋 (31. 12. 23~ 32. 2. 25) (自民)	自由民主党 日本社会党 小会派クラブ 無所属 欠員	299 151 8 2 7 計 467				
		第1次岸 (32. 2. 25~ 33. 6. 12) (自民)	自由民主党 日本社会党 小会派クラブ 無所属 欠員	299 151 8 2 7 計 467				
第28回総選挙 33. 6. 22	第29回 (特) 33. 6. 10	第2次岸 (33. 6. 12~ 35. 7. 19) (自民)	自由民主党 日本社会党 小会派クラブ	298 167 2 計 467	第5回通常選挙 34. 6. 2	第32回 (議) 34. 6. 22	自由民主党 日本社会党 無所属クラブ 緑風会 日本共産党 第十七控室 欠員	135 84 14 11 3 2 1 計 250
	第35回 (議) 35. 7. 18	第1次池田 (35. 7. 19~ 35. 12. 8) (自民)	自由民主党 日本社会党 民主社会党 無所属 欠員	286 123 40 3 15 計 467				
第29回総選挙 35. 11. 20	第37回 (特) 35. 12. 5	第2次池田 (35. 12. 8~ 38. 12. 9) (自民)	自由民主党 日本社会党 民主社会党 日本共産党 無所属	300 146 17 3 2 計 467	第6回通常選挙 37. 7. 1	第41回 (議) 37. 8. 4	自由民主党 日本社会党 公明会 民主社会党 第二院クラブ 日本共産党	143 66 16 11 11 4 計 250
	第30回総選挙 38. 11. 21	第45回 (特) 38. 12. 4	第3次池田 (38. 12. 9~ 39. 11. 9) (自民)	自由民主党 日本社会党 民主社会党 日本共産党 無所属	294 144 23 5 1 計 467	第7回通常選挙 40. 7. 4	第49回 (議) 40. 7. 22	自由民主党 日本社会党 公明党 民主社会党 日本共産党 第二院クラブ 各派に属しない議員
	第47回 (議) 39. 11. 9	第1次佐藤 (39. 11. 9~ 42. 2. 17) (自民)	自由民主党 日本社会党 民主社会党 日本共産党 無所属 欠員	287 144 23 4 1 8 計 467				
第31回総選挙 42. 1. 29	第55回 (特) 42. 2. 15	第2次佐藤 (42. 2. 17~ 45. 1. 14) (自民)	自由民主党 日本社会党 民主社会党 公明党 日本共産党 無所属	280 141 30 25 5 5 計 486	第8回通常選挙 43. 7. 7	第59回 (議) 43. 8. 1	自由民主党 日本社会党 公明党 民主社会党 日本共産党 第二院クラブ 各派に属しない議員	137 65 24 10 7 4 3 計 250
	第32回総選挙 44. 12. 27	第63回 (特) 45. 1. 14	第3次佐藤 (45. 1. 14~ 47. 7. 7) (自民)	自由民主党 日本社会党 公明党 民主社会党 日本共産党 無所属	300 144 43 32 14 3 計 486	第9回通常選挙 46. 6. 27	第66回 (議) 46. 7. 14	自由民主党 日本社会党 公明党 民主社会党 日本共産党 第二院クラブ 各派に属しない議員
	第69回 (議) 47. 7. 6	第1次田中 (47. 7. 7~ 47. 12. 22) (自民)	自由民主党 日本社会党 公明党 民主社会党 日本共産党	297 88 47 29 14 計 486				

			無所属 欠員	3 13 計 491				
第33回総選挙 47.12.10	第71回(特) 47.12.22	第2次田中 (47.12.22~ 49.12.9) (自民)	自由民主党 日本社会党 日本共産党・革新共同 公明党 民社党 無所属	284 118 39 29 20 1 計 491				
	第74回(編) 49.12.9	三木 (49.12.9~ 51.12.24) (自民)	自由民主党 日本社会党 日本共産党・革新共同 公明党 民社党 無所属 欠員	279 118 39 30 20 1 4 計 491	第10回通常選挙 49.7.7	第73回(編) 49.7.24	自由民主党 日本社会党 公明党 日本共産党 民社党 第二院クラブ 各派に属しない議員	127 62 24 20 10 4 6 計 252
第34回総選挙 51.12.5	第79回(編) 51.12.24	福井 (51.12.24~ 53.12.7) (自民)	自由民主党 日本社会党 公明党・国民会議 民社党 日本共産党・革新共同 新自由クラブ 無所属 欠員	260 123 56 29 19 18 5 1 計 511				
	第86回(編) 53.12.6	第1次大平 (53.12.7~ 54.11.9) (自民)	自由民主党 日本社会党 公明党・国民会議 民社党 日本共産党・革新共同 新自由クラブ 無所属 欠員	252 118 56 27 19 17 3 3 4 12 計 511	第11回通常選挙 52.7.10	第81回(編) 52.7.27	自由民主党・自由国民 会議 日本社会党 公明党 日本共産党 民社党 第二院クラブ 新自由クラブ 各派に属しない議員 欠員 計	125 66 28 16 11 5 5 3 3 252
第35回総選挙 54.10.7	第99回(特) 54.10.30	第2次大平 (54.11.9~ 55.7.17) (自民)	自由民主党・自由国民 会議 日本社会党 公明党・国民会議 日本共産党・革新共同 民社党・国民連合 新自由クラブ 社会民主連合 無所属	258 107 58 41 36 4 2 5 計 511				
第36回総選挙 55.6.22	第92回(特) 55.7.17	鈴木 (55.7.17~ 57.11.27) (自民)	自由民主党 日本社会党 公明党・国民会議 民社党・国民連合 日本共産党 新自由クラブ 社会民主連合 無所属	287 107 34 33 29 12 3 6 計 511	第12回通常選挙 55.6.22	第92回(特) 55.7.17	自由民主党・自由国民 会議 日本社会党 公明党・国民会議 日本共産党 民社党・国民連合 新設クラブ 第二院クラブ 各派に属しない議員 欠員 計	136 47 27 12 12 7 4 6 1 252
	第97回(編) 57.11.26	第1次中曾根 (57.11.27~ 58.12.27) (自民)	自由民主党 日本社会党・護憲共同 公明党・国民会議 民社党・国民連合 日本共産党 新自由クラブ・民主連合 無所属 欠員	287 104 34 31 29 13 7 6 計 511	第13回通常選挙 58.6.26	第99回(編) 58.7.18	自由民主党・自由国民 会議 日本社会党	138 43

最近の立法過程と国会の役割

第37回総選挙 58.12.18	第101回(特) 58.12.26	第2次中曾根 (58.12.27~ 61.7.22) (自民・新自由)	自由民主党・新自由国民 連合 267 日本社会党・護憲共同 113 公明党・国民会議 59 民社党・国民連合 39 日本共産党・革新共同 27 社会民主党連合 3 無所属 3 計 511			公明党・国民会議 27 日本共産党 14 民社党・国民連合 13 参議院の会 10 新自由クラブ民主連合 4 各派に属しない議員 2 欠員 3 計 252
第38回総選挙 61.7.6	第106回(特) 61.7.22	第3次中曾根 (61.7.22~ 62.11.6) (自民・新自由)	自由民主党・新自由国民 連合 310 日本社会党・護憲共同 88 公明党・国民会議 57 民社党・民主連合 28 日本共産党・革新共同 27 無所属 2 計 512	第14回通常選挙 61.7.6	第106回(特) 61.7.22	自由民主党・自由国民 会議 143 日本社会党 40 公明党・国民会議 25 日本共産党 16 民社党・国民連合 12 新政クラブ 4 二院クラブ・革新共闘 3 サラリーマン新党 3 各派に属しない議員 5 欠員 1 計 252
	第110回(臨) 62.11.6	竹下 (62.11.6~ 平.元.6.3) (自民)	自由民主党 302 日本社会党・護憲共同 87 公明党・国民会議 57 民社党・民主連合 29 日本共産党・革新共同 27 無所属 5 欠員 5 計 511			
	第114回 63.12.30	宇野 (平.元.6.3~ 平.元.8.10) (自民)	自由民主党 298 日本社会党・護憲共同 85 公明党・国民会議 66 民社党・民主連合 29 日本共産党・革新共同 27 無所属 6 欠員 11 計 512			
	第115回(臨) 平.元.8.7	第1次海部 (平.元.8.10 ~ 2.2.28) (自民)	自由民主党 295 日本社会党・護憲共同 85 公明党・国民会議 55 民社党・民主連合 28 日本共産党・革新共同 27 無所属 7 欠員 15 計 512	第15回通常選挙 平.元.7.23	第115回(臨) 平.元.8.7	自由民主党 109 日本社会党・護憲共同 72 公明党・国民会議 21 日本共産党 14 連合参議院 12 民社党・スポーツ・国 民連合 10 参議院クラブ 5 税金党平和の会 4 各派に属しない議員 5 計 252
第39回総選挙 平.2.2.18	第118回(特) 2.2.27	第2次海部 (2.2.28~ 3.11.5) (自民)	自由民主党 286 日本社会党・護憲共同 140 公明党・国民会議 46 日本共産党 16 民社党 14 進歩民主連合 5 無所属 5 計 512			
	第122回(臨) 3.11.5	宮澤 (3.11.5~ 5.8.9) (自民)	自由民主党 279 日本社会党・護憲共同 139 公明党・国民会議 46 日本共産党 16 民社党 14 進歩民主連合 5 無所属 4 欠員 9 計 512	第16回通常選挙 4.7.26	第125回(臨) 4.8.7	自由民主党 106 日本社会党・護憲共同 73 公明党・国民会議 24 民社党・スポーツ・国 民連合 12 日本共産党 11 連合参議院 11 二院クラブ 5 日本新党 4 各派に属しない議員 6 計 252
第40回総選挙 5.7.18	第127回(特) 5.8.5	細川 (5.8.9~ 6.4.28) (社会・新生・ 公明・日新・ 民社・さき・ 社民連・民進連立)	自由民主党・自由国民 会議 228 日本社会党・護憲民主連 合 77 新生党・改革連合 60 公明党 52 さきがけ日本新党 52 民社党 19 日本共産党 15 無所属 8 計 511			

	第129回 6.1.31	羽田 (6.4.28～ 6.6.30) (改新(新生・ 改革・民主・ 自由・改革の会) 公明)	自由民主党・自由国民 会議 日本社会党・護憲民主連 合 新生党・改革連合 さきがけ日本新党 公明党 民社党・新党クラブ 日本共産党 改革の会 無所属 計	222 74 61 55 52 19 15 5 8 511				
	第130回(臨) 6.7.18	村山 (6.6.30～ 8.1.11) (社・自・自)	自由民主党 改新 日本社会党・護憲民主連 合 公明党 新党さきがけ 日本共産党 高野会 新党・みらい 無所属 欠員 計	209 126 74 52 21 15 6 5 10 2 511				
	第135回(臨) 8.1.11	第1次繰本 (8.1.11～ 8.11.7) (自・社・自)	自由民主党・自由連合 新連党 日本社会党・護憲民主連 合 新党さきがけ 日本共産党 民主の会 民主新党クラブ 新社会党・平和連合 無所属 欠員 計	209 170 63 22 15 6 3 2 7 14 511				
第41回総選挙 8.10.20	第138回(特) 8.11.7	第2次繰本 (8.11.7～ 10.7.30) (自)	自由民主党 新連党 民社党 日本共産党 社会民主党・市民連合 21世紀 新党さきがけ 無所属 計	239 153 52 26 15 5 2 8 500				
	第143回(臨) 10.7.30	小淵 (10.7.30～ 12.4.5) (自) I (自・自連立) I (自・自・公)	自由民主党 民主党 平和・改革 自由党 日本共産党 社会民主党・市民連合 無所属の会 新党さきがけ 無所属 欠員 計	263 92 47 40 26 14 5 2 9 2 500	第17回通常選挙 7.7.23	第133回(臨) 7.8.4	自由民主党・自由国民 会議 平成会 日本社会党・護憲民主 連合 日本共産党 新緑国会 二院クラブ 新党さきがけ 平和・市民 各派に属しない議員 計	111 68 39 14 5 4 3 2 6 252
	第147回 12.1.20	第1次繰 (12.4.5～ 12.7.4) (自・公・自)	自由民主党 民主党 公明党・改革クラブ 自由党 日本共産党 社会民主党・市民連合 無所属の会 無所属 計	259 94 48 39 26 14 2 8 500	第18回通常選挙 10.7.12	第143回(臨) 10.7.30	自由民主党 民主党・新緑国会 公明 日本共産党 社会民主党・護憲連合 自由党 二院クラブ・自由連合 新党さきがけ 改革クラブ 各派に属しない議員 計	105 54 24 23 14 12 4 3 3 10 252
第42回総選挙 12.6.25	第148回(特) 12.7.4	第2次繰 (12.7.4～ 13.4.26) (自・公・自)	自由民主党 民主党・無所属クラブ 公明党 自由党 日本共産党 社会民主党・市民連合 計	233 129 31 22 20 19				

最近の立法過程と国会の役割

	第151回 13. 1. 31	第1次小泉 (13. 4. 26~ 15. 11. 19) (自・公・維)	保守党 無所属 計 自由民主党 民主党・無所属クラブ 公明党 自由党 日本共産党 社会民主党・市民連合 保守党 21世紀クラブ 無所属 計	7 19 480 239 129 31 22 20 19 7 4 9 計 480	第19回通常選挙 13. 7. 29	第152回 13. 8. 7	自由民主党・保守党 民主党・新緑風会 公明党 日本共産党 社会民主党・緑連連合 自由党 無所属の会 各派に属しない議員 計	116 60 24 20 8 6 5 計 247
第43回総選挙 15. 11. 9	第158回 15. 11. 19	第2次小泉 (15. 11. 19~ (自・公)	自由民主党 民主党・無所属クラブ 公明党 日本共産党 社会民主党・市民連合 グループ改革 無所属 計	245 180 34 9 6 5 1 計 480	第20回通常選挙 16. 7. 11	第160回 16. 7. 30	自由民主党 民主党・新緑風会 公明党 日本共産党 社会民主党・緑連連合 各派に属しない議員 計	114 84 24 9 5 6 計 242

議長及び副議長の選挙一覧表（衆議院）

国会回次	選挙年月日	議長選挙			副議長選挙			備考
		得票者	得票数		得票者	得票数		
1	22.5.21	当選 松岡崎吉君 (社) 山崎 猛君 (自) 綱島正典君 (農) その他(無効1を含む) 白票	274 126 7 3 5		当選 田中萬逸君 (民) 大石倫治君 (自) 高倉定助君 (農) その他 白票	287 121 7 2 3		
5	24.2.11	当選 幣原喜重郎君 (民自) 米塚麻亮君 (社) 飯田隆茂君 (農新) その他(無効1を含む) 白票	346 91 10 3 1		当選 岩本信行君 (民自) 前田榮之助君 (社) 寺崎 覺君 (農新) 山口喜久一郎君 (民自) 白票	342 93 10 5 3		
10	26.3.13	当選 林 謙治君 (自) 笹森順造君 (国民) 上村 謙君 (共) その他	230 81 20 2					
14	27.8.26	当選 大野伴睦君 (自) 岡田勇一君 (改) 前田榮之助君 (社) 八百坂 正君 (社) 白票	210 46 33 29 1					
15	27.10.24	当選 大野伴睦君 (自) 清瀬一郎君 (改) 原 彪君 (社(左)) 富吉榮二君 (社(右)) 無効 白票	244 89 59 56 2 4	決選投票 当選	岩本信行君 (自) 佐伯宗義君 (改) 八百坂 正君 (社(左)) 井伊融一君 (社(右)) その他 白票	210 88 59 57 2 39		
16	28.5.18	当選 堤 廣次郎君 (改) 益谷秀治君 (自) その他 白票	252 206 2 2	決選投票 当選	岩本信行君 (自) 佐伯宗義君 (改) 山口喜久一郎君 (自) 原 彪君 (社(左)) 早稻田御右エ門君 (改) 白票	226 210 17 204 179 77 2	33.5.10 議長増補選挙、副議長増補選挙	
21	29.12.11	当選 松永 真 (民) 益谷秀治君 (自) 白票	229 173 9					
	29.12.15				当選 高津正道君 (社(左)) 本多市郎君 (自)	207 134		
22	30.3.18	当選 益谷秀治君 (自) 三木武吉君 (民)	271 188		当選 杉山元治郎君 (社(右)) 古島鶴英君 (民)	273 187		
29	33.6.11	当選 堀島二郎君 (自民) 加藤勘十君 (社) その他(無効1含む) 白票	278 163 3 1		当選 権藤三郎君 (自民) 正木 清君 (社) 白票	285 164 2		
31	33.12.13	当選 加藤健五郎君 (自民) その他 白票	320 5 1		当選 正木 清君 (社) 河野 密君 (社) その他(無効1含む) 白票	280 6 10 13	33.5.13 議長増補選挙、副議長増補選挙	
34	35.1.30				当選 中村高一君 (社) その他(無効1含む) 白票	212 2 7	35.5.17 副議長中村高一君増補選挙	
	35.2.1	当選 清瀬一郎君 (自民) その他 白票	301 1 3				35.5.17 議長清瀬一郎君増補選挙	
37	35.12.7	当選 清瀬一郎君 (無) その他 白票	282 5 163		当選 久保田鶴松君 (社) 山口喜久一郎君 (自民) 柳田義安君 (自民) その他(無効5含む) 白票	375 9 4 11 54	35.12.12 副議長久保田鶴松君増補選挙	
38	36.6.8				当選 原 謙三郎君 (自民) 久保田鶴松君 (社) その他 白票	260 105 1 2		

最近の立法過程と国会の役割

45	38.12.7	当選	船田 中君 (自民) その他(無効1含む)	327 6 10	当選	田中伊三次君 (自民) 河野 忠君 (社) 無効	224 127 2	
51	40.12.20	当選	山口喜久一郎君 (自民) 川上實一君 (共) その他	394 4 1 5	当選	藤田 直君 (自民) 山花秀雄君 (社)	255 148	
63	41.12.3	当選	藤田藤太郎君 (自民) 川上實一君 (共) 白票	231 3 1				
55	42.2.15	当選	石井光次郎君 (自民) その他(無効1含む)	456 8	当選	岡田 直君 (自民) 三宅正一君 (社) 無効	275 196	
57	42.12.4				当選	小平久雄君 (自民) 三宅正一君 (社) 無効	238 174 1	
61	44.7.16	当選	松田竹子代君 (自民) 谷口善太郎君 (共) 白票 無効	301 4 119 1	当選	藤枝泉介君 (自民) 矢尾善三郎君 (社) 白票	254 176 4	
62	46.1.14	当選	船田 中君 (自民) 谷口善太郎君 (共) 白票 無効	458 14 1 1	当選	荒越清十郎君 (自民) 戸外里子君 (社) その他(無効1含む)	298 181 2	
68	47.1.29				当選	長谷川四郎君 (自民) 棚田秀一君 (社)	259 153	
71	47.12.22	当選	中村輝吉君 (自民) 谷口善太郎君 (共) 小濱新次君 (公) 堂森芳夫君 (社) 白票	300 40 29 3 113	当選	秋田大助君 (自民) 堂森芳夫君 (社)	280 206	
	48.5.29	当選	前尾繁三郎君 (自民) 谷口善太郎君 (共) 成田知巳君 (社) 白票	277 40 1 141				48.5.29 議案納税第三科意見書提出
79	51.12.24	当選	保井 茂君 (自民) 白票	503 2	当選	三宅正一君 (社) 白票	508 2	新田日(臨時)52.7.27 議案採納案・新田三宅正一君答復案
87	54.2.1	当選	藤尾弘吉君 (自民) 河川謙一君 (新選) 白票	436 1 2				54.2.1 議案藤尾弘吉君答復案
89	54.10.30	当選	藤尾弘吉君 (自民) その他(無効1含む)	503	当選	岡田孝夫君 (社) その他(無効1含む)	501 2	54.10.31 議案藤尾弘吉君・藤尾藤田日幸夫妻答復案
92	56.7.17	当選	酒田 一君 (自民) 無効	505 2	当選	岡田孝夫君 (社) その他(無効2含む)	505 3	56.7.17 議案酒田一君・藤尾藤田日幸夫妻答復案
101	58.12.26	当選	福永健司君 (自民) 無効	501 3	当選	勝岡田清一君 (社) 無効	506 3	58.12.27 議案福永健司君・勝岡田清一君答復案
102	60.1.24	当選	坂田道大君 (自民) 無効	447				60.1.24 議案坂田道大君答復案
106	61.7.22	当選	原 隆三郎君 (自民) 多賀谷真珠君 (社) 白票	471 1 28	当選	多賀谷真珠君 (社) 白票	474 27	61.7.22 議案原隆三郎君・多賀谷真珠君答復案
114	1.6.2	当選	田村 元君 (自民) 白票	475 1	当選	安井吉典君 (社)	476	1.5.2 議案田村元君・藤尾藤田日幸夫妻答復案
118	2.2.27	当選	榎内織雄君 (自民) 無効	507 1	当選	村山善一君 (社)	508	2.2.27 議案榎内織雄君・藤尾藤田日幸夫妻答復案
127	5.8.6	当選	土井たか子君 (社) 奥野誠亮君 (自民) 山原隆二郎君 (共) 白票	384 222 15 2	当選	飯岡兵衛君 (自民) 白票	477 29	5.9.5 議案土井たか子君・藤尾藤田日幸夫妻答復案
136	8.11.7	当選	伊藤宗一郎君 (自民) 渡部恒三君 (新選) 白票	497 1 1	当選	渡部恒三君 (新選) 白票	498 1	8.11.7 議案伊藤宗一郎君・藤尾藤田日幸夫妻答復案
146	12.7.4	当選	藤實民雄君 (自民) その他(無効1含む) 白票	286 5 188	当選	渡部恒三君 (無) 石井 一君 (民主) 白票	287 189 3	12.7.4 議案藤實民雄君答復案
158	15.11.19	当選	河野洋平君 (自民) 無効	477 2	当選	中野寛成君 (民主) その他(無効1含む) 白票	475 2 2	15.11.19 議案河野洋平君・藤尾藤田日幸夫妻答復案

衆議院の常任委員会の名称、委員数、所管事項、国政調査案件（衆議院ホームページより）

委員会名	委員数	所管事項	国政調査案件
内閣委員会	30人	1.内閣の所管に属する事項（安全保障会議の所管に属する事項を除く。） 2.宮内庁の所管に属する事項 3.公安委員会の所管に属する事項 4.他の常任委員会の所管に属さない内閣府の所管に属する事項	1.内閣の重要政策に関する事項 2.栄典及び公式制度に関する事項 3.男女共同参画社会の形成の促進に関する事項 4.国民生活の安定及び向上に関する事項 5.警察に関する事項
総務委員会	40人	1.総務省の所管に属する事項（文部科学委員会、経済産業委員会及び環境委員会の所管に属する事項を除く。） 2.地方公共団体に関する事項 3.人事院の所管に属する事項	1.行政機構及びその運営に関する事項 2.公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項 3.地方自治及び地方税財政に関する事項 4.情報通信及び電波に関する事項 5.郵政事業に関する事項 6.消防に関する事項
法務委員会	35人	1.法務省の所管に属する事項 2.裁判所の司法行政に関する事項	1.裁判所の司法行政に関する事項 2.法務行政及び検察行政に関する事項 3.国内治安に関する事項 4.人権擁護に関する事項
外務委員会	30人	1.外務省の所管に属する事項	1.国際情勢に関する事項
財務金融委員会	40人	1.財務省の所管に属する事項（予算委員会及び決算行政監視委員会の所管に属する事項を除く。） 2.金融庁の所管に属する事項	1.財政に関する事項 2.税制に関する事項 3.関税に関する事項 4.外国為替に関する事項 5.国有財産に関する事項 6.たばこ事業及び塩事業に関する事項 7.印刷事業に関する事項 8.造幣事業に関する事項 9.金融に関する事項 10.証券取引に関する事項

最近の立法過程と国会の役割

<p>文部科学委員会</p>	<p>40人</p>	<p>1.文部科学省の所管に属する事項 2.教育委員会の所管に属する事項 3.日本学術会議の所管に属する事項</p>	<p>1.文部科学行政の基本政策に関する事項 2.生涯学習に関する事項 3.学校教育に関する事項 4.科学技術及び学術の振興に関する事項 5.科学技術の研究開発に関する事項 6.文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項</p>
<p>厚生労働委員会</p>	<p>45人</p>	<p>1.厚生労働省の所管に属する事項</p>	<p>1.厚生労働関係の基本施策に関する事項 2.社会保険制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項 3.労使関係、労働基準及び雇用の失業対策に関する事項</p>
<p>農林水産委員会</p>	<p>40人</p>	<p>1.農林水産省の所管に属する事項</p>	<p>1.農林水産関係の基本施策に関する事項 2.食料の安定供給に関する事項 3.農林水産業の発展に関する事項 4.農林漁業者の福祉に関する事項 5.農山漁村の振興に関する事項</p>
<p>経済産業委員会</p>	<p>40人</p>	<p>1.経済産業省の所管に関する事項 2.厚生取引委員会の所管に属する事項 3.公害等調整委員会の所管に属する事項 (鉱業等に係る土地利用に関する事項に限る。)</p>	<p>1.経済産業の基本施策に関する事項 2.資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項 3.特許に関する事項 4.中小企業に関する事項 5.私的独占の禁止及び公正取引に関する事項 6.鉱業と一般公益との調整等に関する事項</p>
<p>国土交通委員会</p>	<p>45人</p>	<p>1.国土交通省の所管に属する事項</p>	<p>1.国土交通行政の基本施策に関する事項 2.国土計画、土地及び水資源に関する事項 3.都市計画、建築及び地域整備に関する事項 4.河川、道路、港湾及び住宅に関する事項 5.陸運、海運、航空及び観光に関する事項 6.北海道開発に関する事項 7.気象及び海上保安に関する事項</p>

環境委員会	30人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.環境省に属する事項</li> <li>2.公害等調整委員会の所管に属する事項 (経済産業委員会の所管に属する事項を除く。)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境保全の基本施策に関する事項</li> <li>2. 循環型社会の形成に関する事項</li> <li>3. 公害の防止に関する事項</li> <li>4. 自然環境の保護及び整備に関する事項</li> <li>5. 快適環境の創造に関する事項</li> <li>6. 公害健康被害救済に関する事項</li> <li>7. 公害紛争の処理に関する事項</li> </ol>
安全保障委員会	30人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.防衛庁の所管に属する事項</li> <li>2.安全保障会議の所管に属する事項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.国の安全保障に関する事項</li> </ol>
国家基本政策委員会	30人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.国家の基本政策に関する事項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家の基本政策に関する事項</li> </ol>
予算委員会	50人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.予算</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.予算の実施状況に関する事項</li> </ol>
決算行政監視委員会	40人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.決算</li> <li>2.予備費支出の承諾に関する事項</li> <li>3.決算調整資金からの繰入への組入れの承諾に関する事項</li> <li>4.国庫債務負担行為総調書</li> <li>5.国有財産増減及び現在額総計算書並びに無償貸付状況計算書</li> <li>6.その他会計検査院の所管に属する事項</li> <li>7.会計検査院が行う検査の結果並びに総務省が評価及び監視に関連して行う調査の結果についての調査に関する事項</li> <li>8.行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項</li> <li>9.1から8までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.繰入繰出の実況に関する事項</li> <li>2.国有財産の増減及び現況に関する事項</li> <li>3.政府関係機関の経理に関する事項</li> <li>4.国が資本金を出資している法人の会計に関する事項</li> <li>5.国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項</li> <li>6.行政監視に関する事項</li> </ol>
議院運営委員会	25人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.議院の運営に関する事項</li> <li>2.国会法及び議員の諸規則に関する事項</li> <li>3.議長の諮問に関する事項</li> <li>4.裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴訟委員会に関する事項</li> <li>5.国立図書館に関する事項</li> </ol>	
懲罰委員会	20人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.議員の懲罰に関する事項</li> <li>2.議員の資格争訟に関する事項</li> </ol>	

## 常任委員割当表

平成16年6月3日

	会派	自由民主党	民主党・ 無所属ク ラブ	公明党	日本共産党	社会民主 党・市民連 合	無所属	欠員
	所属議員数	249	178	34	9	6	1(2)	0
委員会	員数	現在数	現在数	現在数	現在数	現在数	現在数	現在数
内 閣	30	16	11	2	1	0	0	0
総 務	40	20	15	3	1	1	0	0
法 務	35	19	13	3	0	0	0	0
外 務	30	15	11	2	1	1	0	0
財務金融	40	21	15	3	1	0	0	0
文部科学	40	20	15	3	1	1	0	0
厚生労働	45	23	17	3	1	1	0	0
農林水産	40	21	15	2	1	1	0	0
経済産業	40	21	15	3	1	0	0	0
国土交通	45	24	17	3	1	0	0	0
環 境	30	16	11	2	0	1	0	0
安全保障	30	17	11	2	0	0	0	0
国家基本政府	30	16	11	2	1	0	0	0
予 算	50	25	19	4	1	1	0	0
決算行政監視	40	21	14	3	0	0	2	0
議院運営	25	13	8	2	1	1	0	0
懲 罰	20	9	8	1	0	0	0	2
合 計	610	317	226	43	12	8	2	2*
割 当	610	317	226	43	12	8	2	2*
増 減 調 整		0	0	0	0	0	0	0

欠員欄\*数は議長・副議長（無所属）分を含む。

## 平成16年度予算の審査経過

年月日	審議経過
16. 1. 19 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第159回国会(常会)召集</li> <li>・16年度総予算、15年度補正の国会提出</li> <li>・政府四演説(施政方針、外交、財政、経済演説)</li> </ul>
1. 21 (水)～1. 23 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両院で国務大臣の演説に対する質疑</li> <li>・予算委員会で財務大臣から提案理由の説明を聴取</li> </ul>
1. 26 (月)～1. 28 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正質疑、質疑終局(衆予算委)</li> </ul>
1. 30 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正可決(衆予算委)</li> </ul>
1. 31 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正可決(衆本会議)</li> </ul>
2. 3 (火)～2. 5 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正質疑、質疑終局(参予算委)</li> </ul>
2. 9 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正可決(参予算委、参本会議)</li> </ul>
2. 10 (火)、2. 12 (木)、 2. 13 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的質疑(衆予算委)</li> </ul>
2. 16 (月)～3. 4 (木)、 2. 25 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的質疑</li> <li>・集中審議「年金及び構造改革問題等」</li> </ul>
2. 26 (月)～2. 27 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会</li> </ul>
3. 1 (月)～3. 2 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会</li> </ul>
3. 3 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中審議「北朝鮮問題」</li> </ul>
3. 4 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的質疑</li> </ul>
3. 5 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締めくくり質疑</li> <li>・「16年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」(共産党提出)</li> <li>・討論、採決</li> <li>・予算三案可決</li> <li>・衆、本会議可決、参議院送付</li> </ul>
3. 9 (火)～3. 10 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的質疑(参予算委)</li> </ul>
3. 11 (木)～3. 12 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的質疑(参予算委)</li> </ul>
3. 15 (月)～3. 17 (水)	
3. 18 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会</li> </ul>
3. 19 (木)～3. 22 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的質疑(参予算委)</li> </ul>
3. 23 (月)	
3. 24 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱審査</li> </ul>
3. 26 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締めくくり総括、採決(参予算委)</li> <li>・参本会議 可決・成立</li> </ul>

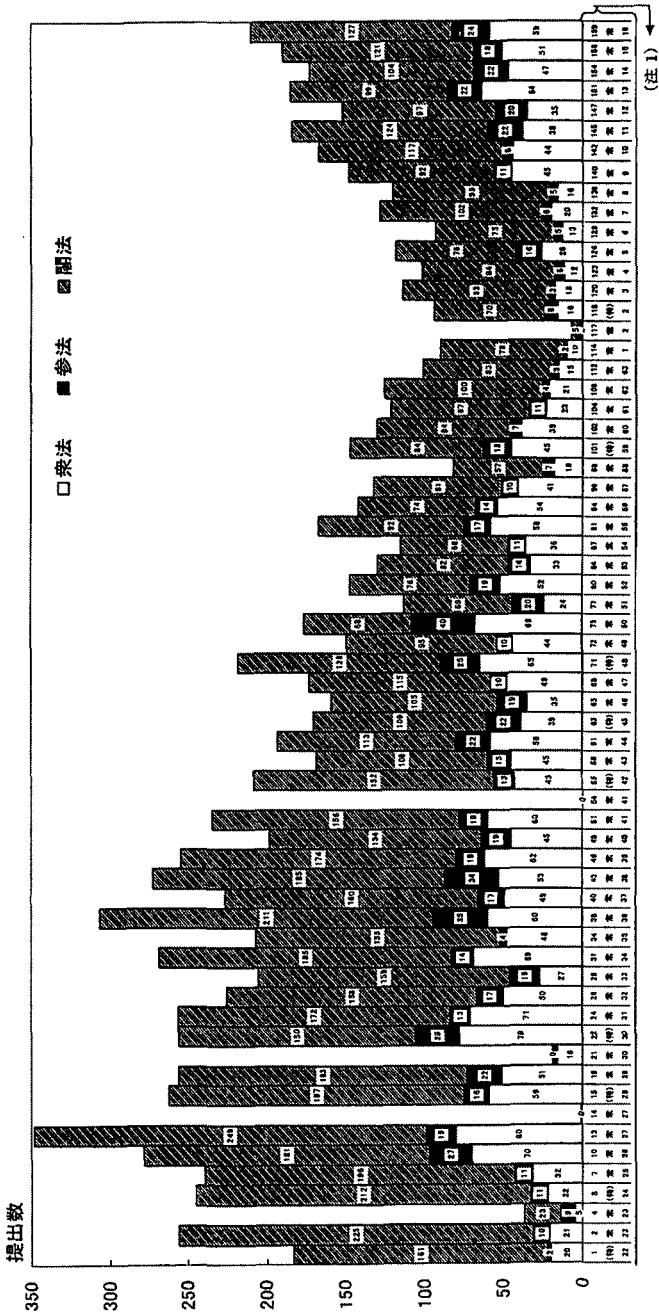
最近の立法過程と国会の役割

第159回国会（常会）の議案経過一覽

	提出件数	両院通過	継続審査	否決	撤回	衆院未了	参院未了
予算	6	6					
条約	21	21					
閣法	127	120	7				
		(94.5%)	(5.5%)				
衆法	59	14	21	8	6	10	
		(23.7%)	(35.6%)	(13.6%)	(10.2%)	(16.9%)	
参法	24	1			1		22
		(4.2%)			(4.2%)		(92.6%)
承諾	9	3	6				
承認	2	2					
決算等	4	本院議了3				1	
	継続 1					継続 1	
決議案	2			2			
計	255	167 本院議了3	34	10	7	12	22
%	100%	66.6%	13.3%	3.8%	2.7%	4.7%	8.6%

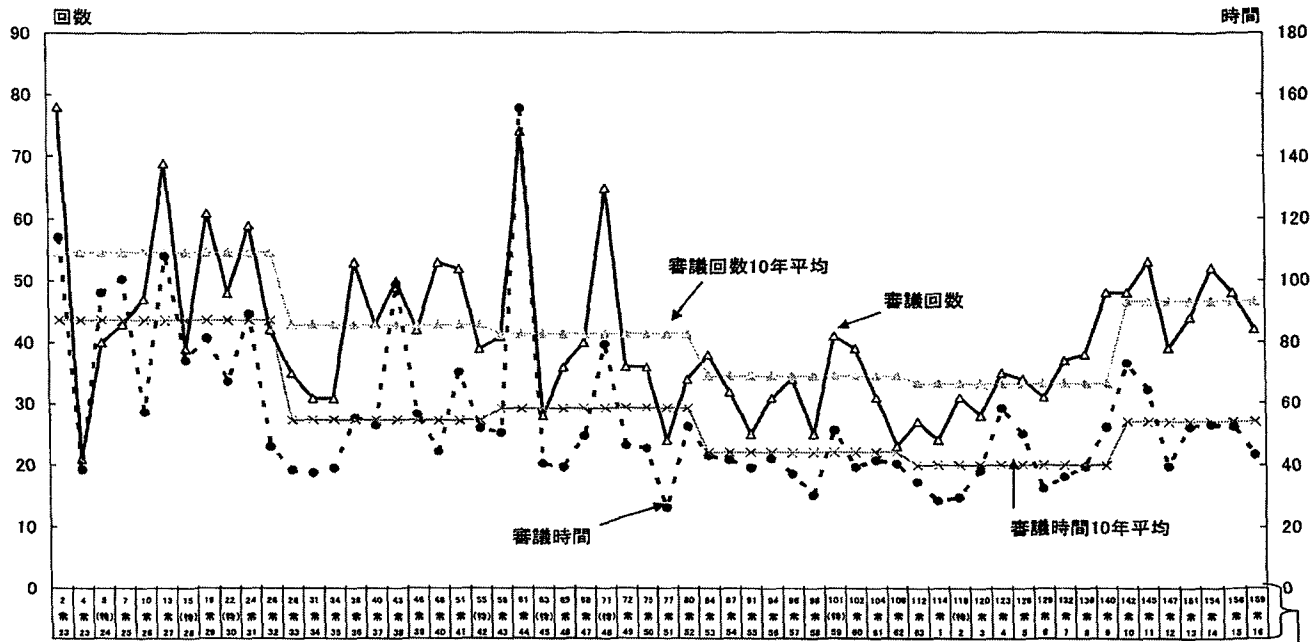
(平成16年6月16日の衆議院公報より作成)

# 常会における提出法律案数



(注1) 上段は国会回次、下段は年次  
 (注2) 第4、14、21、54、117回国会は法案の提出準備が整う前に解散されたため提出法案数が少ない。

# 本会議の審議回数及び審議時間(衆議院)



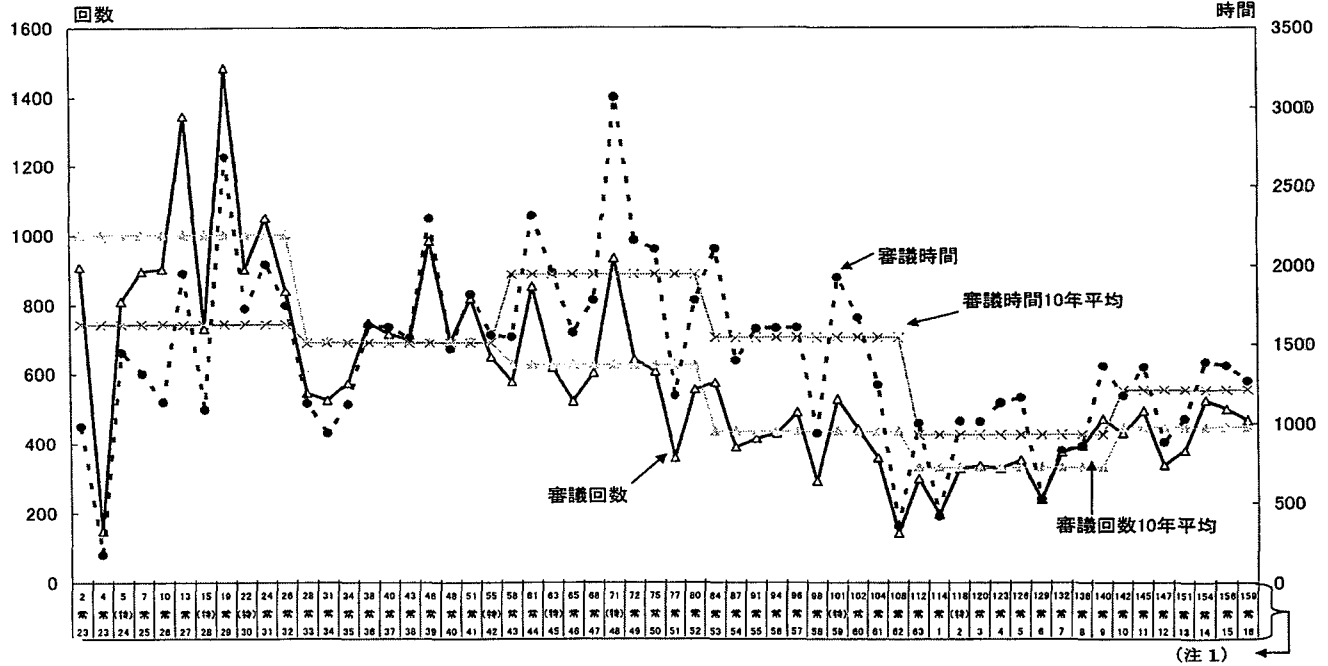
(注1) 上段は国会回次、下段は年次

(注2) 第14、21、54、117回国会は会期の初めに解散されたため削除

(注3) 平成10年-16年は7ヵ年平均として算出

(注1)

# 委員会の審議回数及び審議時間(衆議院)

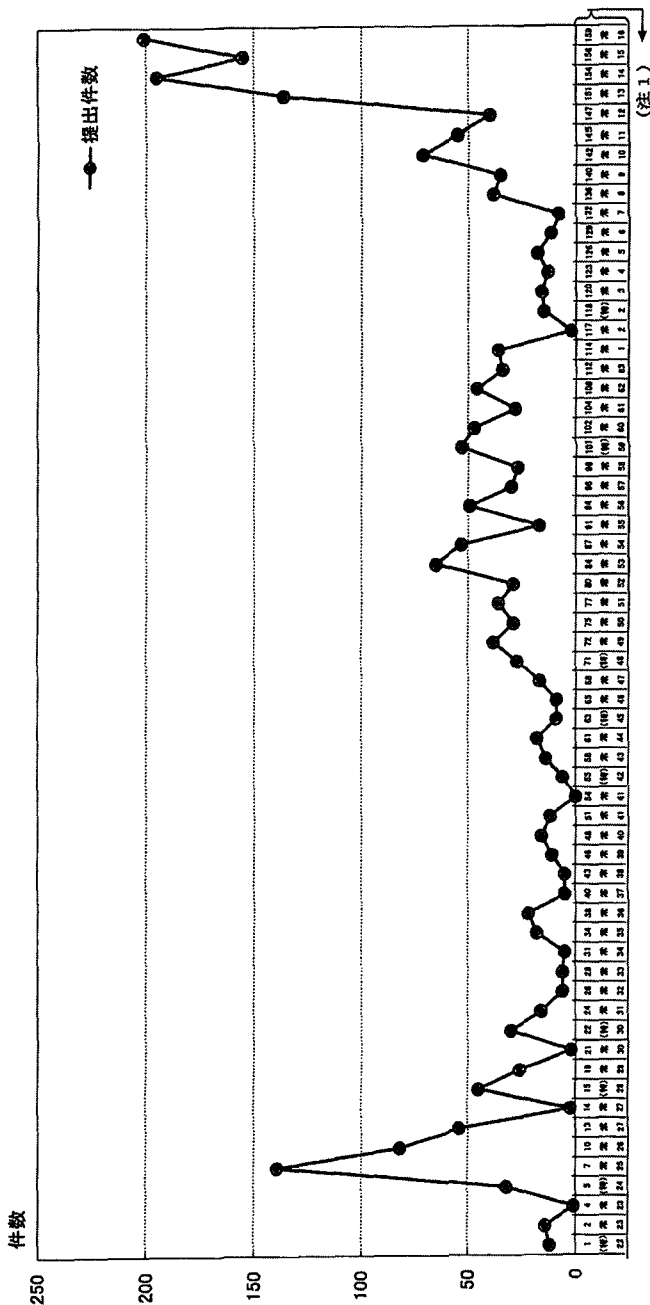


(注1) 上段は国会回次、下段は年次

(注2) 第14、21、54、117回国会は会期の初めに解散されたため削除

(注3) 平成10年-16年は7ヵ年平均として算出

# 質問主意書提出件数調(衆議院)



(注1) 上段は国会回次、下段は年次  
 (注2) 第4、14、21、54、117回国会は解散により会期が短いため質問主意書提出件数が少ない。